

市民と築く なんこく協働プラン

第3次南国市総合計画



平成19年3月
南国市

はじめに

本市は、高知県の中心部に位置し、土佐の稲作発祥の地として知られ、古代には比江に国府が置かれ、政治、文化の中心地「土佐のまほろば」として栄るとともに、戦国時代の一時期まで政治・経済の中心地でもあり、豊かな自然とともに多くの歴史資源に恵まれています。

また近年では、四国横断自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港を有し、同時に高知新港に隣接し、高知県中心部の交通の要衝を占めるとともに、南国オフィスパークや流通団地の整備が進むなど、新産業拠点としても発展を続けています。

しかし、少子高齢社会の到来、高度情報化の進展、地球規模での環境保全意識の高まり、地方分権社会の到来、さらには住民ニーズの多様化など、本市をめぐる社会・経済情勢は大きく変化してきており、あらゆる分野において歴史的な転換期を迎えています。

こうした中で、本市では厳しい財政状況が続いており、自律・自立の視点に立って、行財政改革に全力で取り組んでいるところです。

今回、このような状況に的確に対応し、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となって、活力と魅力のあるまちづくりに取り組むための総合的な指針として、「第3次南国市総合計画～市民と築く なんこく協働プラン～」を策定いたしました。

本計画では、「いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げ、その実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、心豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の5つの基本施策を掲げました。

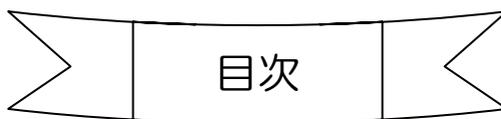
本市がさらに飛躍発展し、市民の皆様が南国市に住みつづけたい、他の地域の人たちが行ってみたい、住んでみたいと思えるようなまちを創っていきたいと考えています。

そのためには行財政改革を更に推進し、これまで以上に情報公開を進め、様々な機会をとらえて市民の皆様に行政に参画していただきながら、ともに力を合わせて取り組んでまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました南国市振興計画審議会委員や市議会議員の皆様をはじめ、市民アンケートなどにご協力いただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成19年3月

南国市長 浜田 純



計画策定にあたって

第1章 計画策定の目的と方針	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 計画の性格と役割及び愛称	3
(3) 計画の構成と期間	4
第2章 新たなまちづくりに向けての市民ニーズ	5
(1) 市民の南国市への愛着度と定住意向	5
(2) 市の現状評価について	6
(3) これからのまちづくりの重点方向について	7
(4) 今後重点的に取り組むべき施策について	8
第3章 新たな時代潮流と南国市の発展課題	10

基本構想

第1章 新しいまちづくりの重点方向	15
第2章 南国市の将来像	16
第3章 将来像実現のための基本施策の方向	17
(1) 5つの基本施策	17
(2) 基本施策の展開方向	18
第4章 新しいまちづくりの戦略プロジェクト	23
第5章 新しいまちづくりの基本指標	27
(1) 人口と世帯	27
(2) 就業構造	29
第6章 土地利用の基本方向	30
(1) 土地利用の基本方針	30
(2) ゾーン別土地利用の基本方針	31
第7章 構想推進のために	34
(1) 行政運営の改革の推進	34
(2) 財政運営の効率化	34
(3) 広域行政の推進	34

基本計画

第1章 市民と築く「地域協働のまちづくり」	37
1. 情報公開体制・制度の充実	37
（1）広報活動の充実	37
（2）広聴活動の充実	37
（3）情報公開の推進	38
2. 市民参画・地域協働体制の確立と推進	39
（1）審議会等委員の公募	39
（2）協働推進に関する指針の策定	39
（3）協働推進に関する市民と行政の協議機関等の設立	39
（4）まちづくりに関する学習機会の提供	40
（5）多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進	40
3. 地域活動・コミュニティ活動の充実	41
（1）地域活動・コミュニティ活動を支援するための情報の積極的な提供	41
（2）活動の側面支援の充実	41
（3）地域活性化自治活動団体への活動支援と連携促進	42
（4）住民の主体的な参画による地域単位のまちづくり推進	42
（5）コミュニティリーダーの育成	42
4. ボランティア活動・NPO活動の充実	43
（1）協働事業の進め方に関する指針等の策定	43
（2）全市的なボランティア・NPOネットワークの形成	43
（3）ボランティア・NPOの育成と活動の普及	44
5. 人権対策・男女共同参画対策の推進	45
（1）さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識のための教育・啓発の実施	45
（2）男女共同参画社会づくりの推進	46
第2章 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」	47
1. 防災対策、消防・救急対策の充実	47
（1）地域防災計画等の指針の策定	47
（2）防災体制の整備充実	47
（3）治山・治水・津波・浸水対策の促進	48
（4）消防体制の整備充実	48
（5）救急・救命体制の整備充実	48
2. 交通安全・防犯・消費者対策の充実	50
（1）交通安全教育の充実	50
（2）交通安全施設の整備充実	50

(3) 防犯対策の推進	51
(4) 消費生活相談体制の充実	51
(5) 消費者教育・啓発の推進	51
3. 環境保全、景観形成、公園・緑地の整備	52
(1) 環境保全活動等の充実	52
(2) 環境監視体制の強化と公害防止対策の推進	52
(3) 資源循環型社会づくりの推進	53
(4) 南国市らしいふるさと景観づくり、環境美化運動の促進	53
(5) 公園・広場の整備充実	53
4. 上・下水道の整備	55
(1) 水道施設整備の推進	55
(2) 水道経営の健全化	56
(3) 公共下水道事業の推進	56
(4) 下水道事業に対する啓発活動と接続率の向上	56
5. 環境衛生とリサイクル対策の充実	58
(1) ごみ処理施設の整備	58
(2) ごみの分別収集の徹底と資源化の一層の推進	59
(3) ごみ排出抑制の推進	59
(4) 野焼き対策等の推進	59
(5) ごみ等の不法投棄対策の推進	59
(6) し尿処理施設の整備	59
6. 調和のとれた土地利用の推進	61
(1) 国土のグランドデザインの見直し策定	61
(2) 地域の発展に寄与する計画的な土地利用の推進	61
(3) 土地取引の適正化の推進	62
7. 市街地の整備	63
(1) 広域拠点にふさわしい中心市街地の整備	63
(2) 都市計画道路事業の推進	63
(3) 土地区画整理事業等の推進	64
(4) 新たな市街地整備の検討	64
8. 道路・交通網の整備	65
(1) 総合的な道路整備計画の策定	65
(2) 高速道路の整備促進	65
(3) 国・県道の整備促進	66
(4) 市道の整備	66
(5) 安全でうるおいのある道づくりの推進	66

(6) 公共交通の利便性の向上	66
9. 情報・通信基盤の整備	67
(1) 情報通信基盤の整備	67
(2) 情報化の推進	67
(3) 多様な情報サービスの提供	68
(4) 情報セキュリティ対策の推進	68
(5) 高度情報化に対応した人材の育成	68
10. 住宅対策の充実	69
(1) 公営住宅の応能応益家賃の適用と一般公募の導入	69
(2) 不正入居等と滞納家賃対策・債権回収対策の強化	69
(3) 木造耐震診断・耐震改修、アドバイザー派遣事業等の推進	70
(4) 地域に根ざした住まいづくりの推進	70
第3章 安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」	71
1. 地域福祉の推進	71
(1) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化	71
(2) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保	72
(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実	72
(4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充	72
(5) 高齢者・障害者などに配慮した公共施設等の改良・整備の推進	72
2. 保健・医療活動の充実	73
(1) 市民主体の健康づくり体制の確立	73
(2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進	74
(3) 全市民的な食育活動の推進	74
(4) 母子保健事業等の推進	74
(5) 予防事業等の推進	74
(6) 地域医療体制の整備充実	74
3. 子育て支援対策の充実	76
(1) 保育サービスの充実	76
(2) 子育て支援サービスの充実	76
(3) 児童の健全育成活動の推進	77
(4) 教育環境の整備と「食育」の推進	77
(5) 仕事と家庭との両立の支援	77
(6) ひとり親家庭への支援	77
(7) 児童福祉施設の安全対策の推進	77
4. 高齢者福祉の充実	78
(1) 介護保険サービスの充実	78

(2) 地域包括支援の推進	79
(3) 高齢者福祉サービスのネットワーク体制の確立	79
(4) 介護予防事業及び高齢者のいきがい対策の推進	79
5. 障害者福祉の充実	80
(1) 障害福祉計画の策定	80
(2) 啓発広報・ふれあい交流活動の推進	80
(3) 在宅サービスと自立生活への支援の充実	81
(4) 障害児の保育・教育の充実	81
6. 社会保障等の充実	82
(1) 国民健康保険税の収納率の向上	82
(2) 医療費の適正化	82
(3) 国民年金保険料の納付督促	82
(4) 低所得者への支援	83
第4章 ころ豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」	84
1. 生涯学習体制の充実と活動の推進	84
(1) 生涯学習推進体制の整備充実	84
(2) 生涯学習に関する情報管理・提供体制の充実	85
(3) 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進支援の強化	85
(4) 生涯学習推進のための諸施設の整備充実	85
2. 学校教育の充実	87
(1) 教育県都としての教育の資質向上	87
(2) 食教育の推進と充実	88
(3) 施設整備の充実	88
(4) 開かれた学校づくりの一層の推進	88
(5) 生きる力を育む創意ある教育課程の編成・実施・評価	88
(6) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進	88
(7) 児童生徒の健全育成と特別支援教育体制の整備充実	89
(8) 学校教育・幼児教育の充実	89
(9) 高等学校教育等の充実	89
3. 芸術・文化活動の充実	90
(1) 活動拠点施設の整備と全市的な芸術文化活動の推進	90
(2) 芸術文化団体の育成と指導者の確保	91
(3) 広報活動の強化	91
4. スポーツ・レクリエーション活動の充実	92
(1) 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進	92
(2) スポーツ・レクリエーション団体・指導者の育成と奨励体制の確立	93

(3) 情報提供体制等の充実	93
(4) スポーツ・レクリエーション施設の整備充実及び管理体制の拡充	93
5. 文化財の保護・継承	94
(1) 文化遺産の保護・保存と活用の推進	94
(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進	94
6. 国際交流・地域間交流活動の推進	96
(1) 国際交流の推進	96
(2) 地域間交流の充実	97
第5章 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」	98
1. 農林水産業の振興	98
(1) 農業の振興	99
(2) 農業異業種連携等による新しい農業関連事業の創出	99
(3) 林業の振興	99
(4) 漁業の振興	100
2. 工業の振興	101
(1) 既存企業の支援の強化	101
(2) 産学連携の推進と事業開発拠点の整備検討	102
(3) 新規産業の創造	102
3. 商業の振興	103
(1) 中心商店街の再生整備の促進	103
(2) 経営の近代化の推進	104
4. 観光の振興	105
(1) 観光振興方針の確立	105
(2) 観光推進体制の確立強化	106
(3) 多様な観光交流機能の開発と強化	106
(4) 案内標識等の整備と市民ホスピタリティーの醸成	106
5. 雇用対策と勤労者福祉の充実	107
(1) 雇用の安定	107
(2) 若年労働者の地元就職対策の推進	108
(3) 福利厚生充実	108
(4) 男女共同参画に伴う職場環境の整備促進	108
第6章 計画推進のために	109
1. 行政運営改革の推進	109
(1) 定員管理の適正化と組織機構の見直し等	109
(2) 行政評価制度構築による事務事業の見直し	109
(3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進	110

(4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化.....	110
2. 財政運営の効率化	111
(1) 財政計画に基づく事業推進.....	111
(2) 重要施策の選択と集中	111
(3) 自主財源の充実強化等	112
3. 広域行政の推進.....	113
(1) 広域行政の推進.....	113
(2) 多様な地域連携の推進	113
(3) 国・県との連携強化	113

付属資料

諮問書.....	115
答申書.....	116
策定経過.....	118
南国市振興計画審議会条例.....	119
南国市振興計画審議会委員名簿.....	121
南国市行政計画策定委員会規程.....	122
南国市行政計画策定委員会委員名簿	123

計画策定にあたって

第1章 計画策定の目的と方針

(1) 計画策定の目的

総合計画は、よりよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための市政の基本方針としての役割と性格をもつものであり、市の最上位計画と位置づけられます。

本市では、平成17年度を目標年次とする第2次の「南国市総合計画」を平成8年3月に策定し、計画に掲げた3つの将来像「人が輝く夢口マン人間都市、心が安らぐ健康文化都市、まちが^{まろ}煌めく産業元気都市」の実現を目指して「土佐のまほろば・あったか南国市」のキャッチフレーズのもと、これまで計画的に、まちづくりを進めてきました。

この結果、高齢者保健福祉やスポーツ振興などの健康福祉分野、上下水道や生活道路などの生活環境基盤分野、企業誘致や施設園芸などの産業振興分野等で着実な成果がみられましたが、都市基盤や商業基盤の整備、芸術文化基盤の整備などの分野では一部で計画に掲げた目標どおりの成果をあげることができませんでした。

これは、わが国産業経済活動の長期低迷や国の交付税削減等による市の財源不足、さらには市の一部事業で事業内容の調整に時間がかかり、実施にまで至らなかったこと等によるものといえます。

このため本計画では、徹底した行財政改革の推進や税収効果の大きい人口増加・産業振興施策の重点実施、さらには、行政主導ではなく市民と行政が協働でまちづくりに取り組む方式の確立・徹底等が、前総合計画の実績評価から導かれる大きな課題として認識します。

また、南海地震の発生予測等によるまちの安全性への不安の高まりや、予想を上回って進む少子高齢化への対応、急速に進む情報化や環境問題の深刻化への対応など、今後とも計画的に取り組むべき行政課題はますます増大しています。

一方で、本市をめぐる陸海空の広域高速交通体系整備のめざましい進展やわが国唯一の深海掘削研究拠点としての高知大学「海洋コア総合研究センター」の完成、市民主導のまちづくり市民団体の活動の活発化など、新しい動向も多くみられます。

こうした状況に対応し、住民サービスの向上、効率的で健全な財政運営、自然環境の保全や市民の自主的地域活動の活性化等を図るために計画行政の役割はますます重要となっており、新たな視点に立った施策の展開を図る新しい計画の策定が必要となっています。

そこで、前総合計画に基づく事業成果を踏まえ、ハード重視の視点からソフト重視

の視点への転換、行政主導から住民主導あるいは市民と行政の協働によるまちづくりの推進等を重点とする新しい計画として、ここに「第3次南国市総合計画」を策定するものです。

(2) 計画の性格と役割及び愛称

この計画は、「市民のための市民による計画づくり」をモットーに、私たちのまち南国市の望ましい発展方向を示します。策定に当たっては、市民各層の多様な意向をもとに現状の見極めと将来の展望に立って検討するとともに、国や県等の計画も踏まえつつ、まちづくりにおける市民の共通目標や市政の基本的な方策を明らかにします。

従って、この計画は次のような役割を担うものです。

市民にとっては、まちづくりに参画する際のみちしるべとなり、まちづくりに対する共通の努力目標となります。

市政にとっては、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。

国や県などの広域的な行政の推進にあたっては、市として求めていく様々な要望や要請の基準となります。

本計画は、21世紀の初頭に、市民がそれぞれに夢を抱き、その実現に向けて展開する多種多様なまちづくり施策やまちづくり事業の根幹に位置することから、市民の皆さんに幅広く親しんでいただくために、本計画の愛称を、

「市民と築く なんこく協働プラン」

とします。この愛称には、市民と行政、ここに住むみんなで心をあわせて新しい世紀を切り拓き、豊かな自然に抱かれたわがまち・南国市が、夢のもてる特色あるまちとして発展を続けていく願いをこめています。

(3) 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

基本構想

基本構想は、21世紀初頭のまちづくりの将来像を定め、これを実現するための基本的な考え方と基本施策の方向（施策の大綱）を示しています。構想の期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に定めた将来像を実現するために、施策の方向について行政の各分野ごとに体系的に明らかにし、個別の実施計画のベースとなるものです。計画の期間は基本構想と同じく10年間とし、平成18年度（2006年度）を初年度に、平成27年度（2015年度）を目標年度とします。但し、社会経済環境の変化に即し、必要に応じて見直しを行うものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に従い具体的な施策・事業の展開を定め、毎年度の予算編成の指針となるものです。3か年計画としてローリングで別途策定し、総合計画の進行管理を行います。

第2章 新たなまちづくりに向けての市民ニーズ

本計画の策定にあたって、平成17年6月に満16歳以上の市民の中から無作為に抽出した2,000人を対象に市民意識調査を実施しました。有効回収数772、有効回収率38.6%でした。この結果からまちの現状評価や今後期待するまちづくりの方向など、新たなまちづくりに向けた市民ニーズをまとめると次のとおり把握されました。

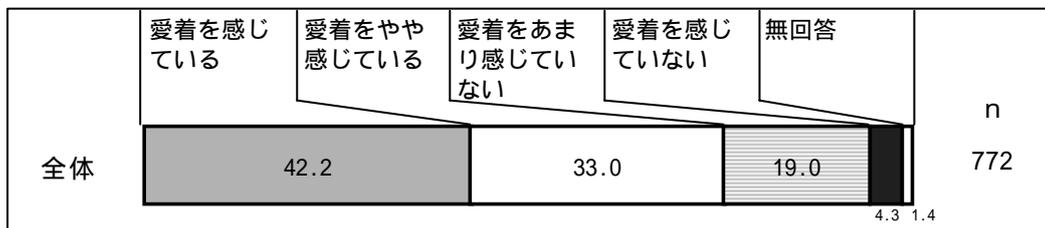
(1) 市民の南国市への愛着度と定住意向

南国市に“愛着を感じている”と回答した人はおよそ75%、“今後とも住み続けたい”とする人は8割強、という結果から市民の南国市に対する愛着度、定住意向の強いことがわかります。

南国市への愛着度についてたずねたところ、「愛着を感じている」(42.2%)と「愛着をやや感じている」(33.0%)を合わせた“愛着を感じている”と回答した人は75.2%にのぼり“愛着を感じない”人の23.3%を大きく上回っています。

まちへの愛着度

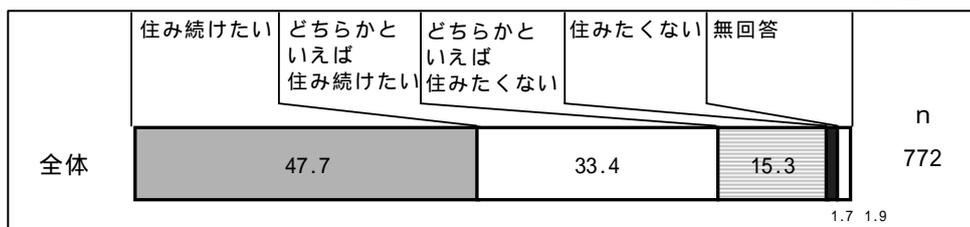
単位：%



また、今後の定住意向についても同様にたずねたところ、「住み続けたい」(47.7%)と「どちらかといえば住み続けたい」(33.4%)を合わせた“住み続けたい”と回答した人は81.1%と8割強にのぼるのに対し、“住みたくない”という人は17.0%でした。

今後の定住意向

単位：%



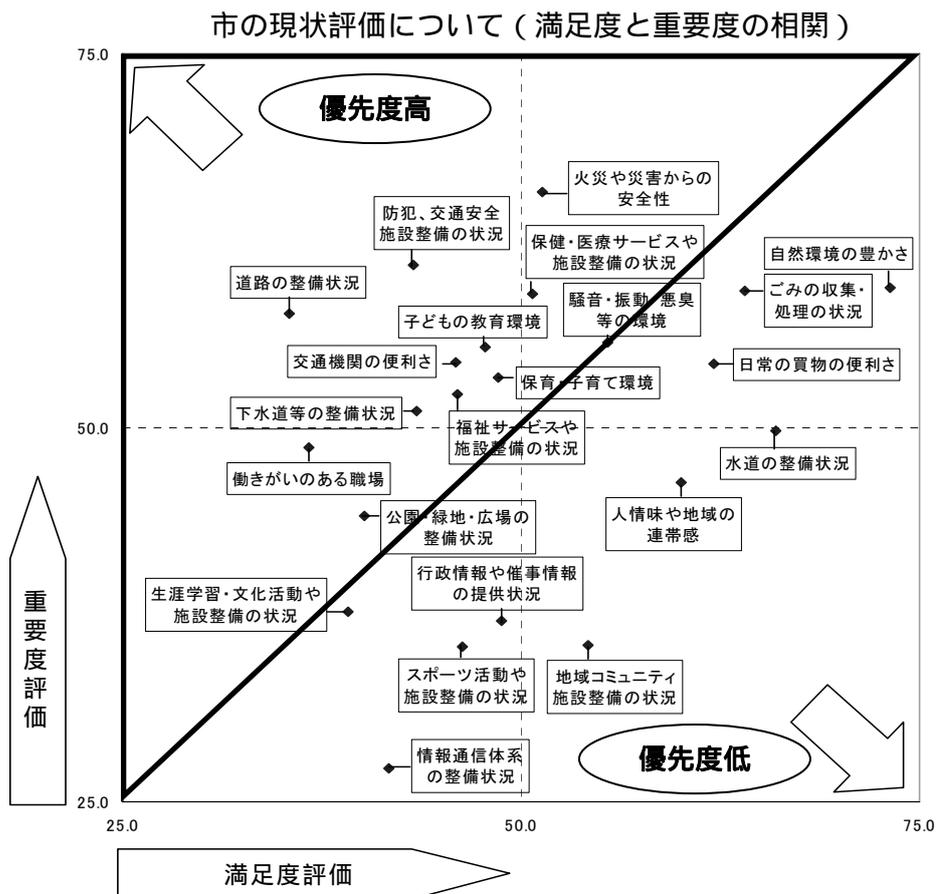
このように市民の大半は、南国市に対して愛着度、定住意向ともに強く抱えていることがわかります。

(2) 市の現状評価について

市の現状として、「重要度は高いが現状満足度は低い」と評価され、施策の緊要度・優先度が高いとみなされる施策は“道路・交通の便利さ”、“防犯・防災などの安全性”、“保健・医療・福祉サービス”、“子ども・子育て環境”等となっています。

南国市の現状を市民がどう評価しているかを把握するため、市の各環境（各分野にわたる22項目を設定）について、それぞれどの程度満足しているか（満足度）とどの程度重視しているか（重要度）をたずね、その回答結果を相関させた散布図が下図となります。

この結果から、「重要度は高いが現状に対する満足度は低い」と市民に評価され、今後重点的な対応が求められているとみなされる施策分野の上位は“道路・交通環境分野”、“防犯・交通安全・消防・防災などの安全対策分野”、“保健・医療・福祉サービス分野”、“子どもの教育や保育・子育て支援分野”、“働きがいのある職場”、“下水道や公園・緑地整備”等となっています。



注1) 満足度、重要度の評価点のばらつきを標準化するため偏差値化を行い、グラフを作成した。ここでは最小値を25.0、最大値を75.0に設定している。

注2) このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高、重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなる。

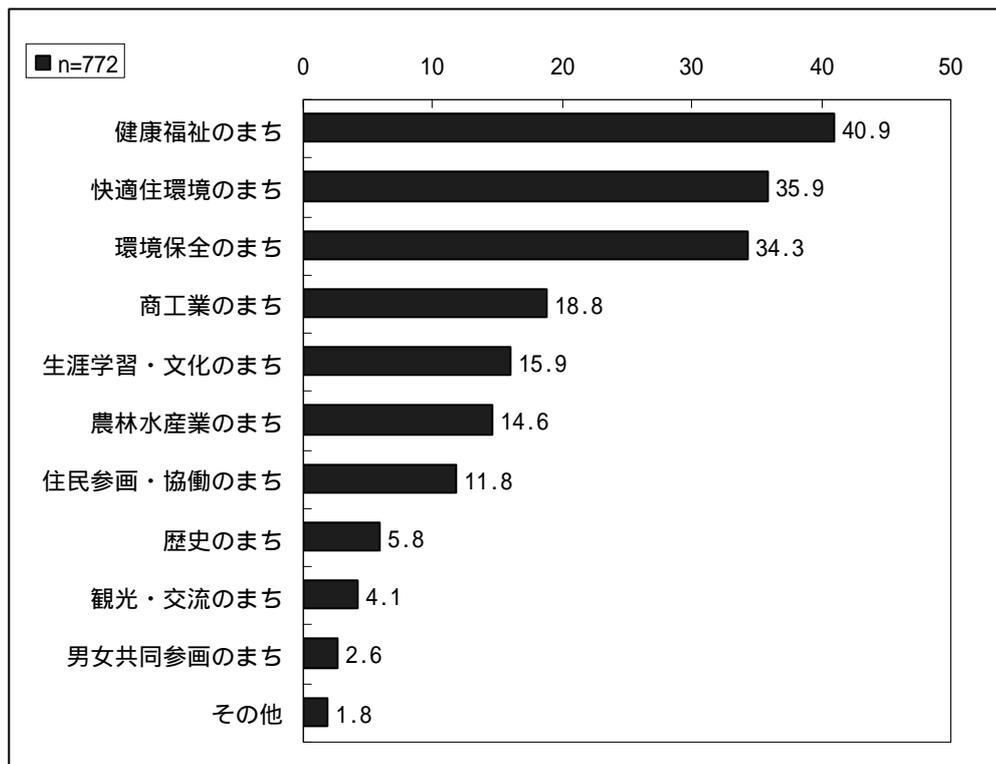
(3) これからのまちづくりの重点方向について

これからのまちづくりの重点方向としては「健康福祉のまち」、「快適住環境のまち」、「環境保全のまち」が上位となっています。また、商工業や農林水産業などの産業重視のまちづくりの意向も大きいものがあります。

これからのまちづくりの重点方向についてたずねたところ、「健康福祉のまち」(40.9%)、「快適住環境のまち」(35.9%)、「環境保全のまち」(34.3%)が上位を占めました。このことは、福祉や環境を重視した“生活者”の視点に立ったまちづくりを市民が強く望んでいることを示しています。また、「商工業のまち」(18.8%)と「農林水産業のまち」(14.6%)も4位と6位を占め、両者を合わせた産業重視のまちづくりも33.4%となって上位3者に肩を並べることとなります。さらに、「生涯学習・文化のまち」(15.9%)や「歴史のまち」(5.8%)などの教育・文化重視のまちづくりについても、合わせて21.7%を占め、市民の根強い意向のあることがわかります。やはり市民はバランスのとれたまちづくりを望んでいるといえます。なお、「住民参画・協働のまち」についても11.8%の支持があり、まちづくりの分野だけでなく、まちづくりの方法の面でも新しい方向が望まれていることがわかります。

今後のまちづくりの重点方向について（複数回答）

単位：%



(4) 今後重点的に取り組むべき施策について

今後取り組むべき重点施策としては、全体的には“道路”や“福祉・医療”、“若者定住対策”、“交通安全・防犯対策”等が上位を占めていますが、30代以下の若年層では「児童福祉・子育て支援」や「学校教育」等の充実ニーズが大きくなっています。

今後、特に力を入れてほしい施策についてたずねたところ、下表及び次頁に揚げた図にみるとおり、全体的には、「道路網の整備」(32.8%)、「高齢者福祉の充実」(30.2%)、「医療体制の充実」(26.3%)、「若者の定住促進のための施策」(25.9%)、「交通安全・防犯対策」(24.7%)が上位を占める結果となっていますが、これを年代別にみると顕著な相違がみられます。特に20代、30代では「児童福祉・子育て支援の充実」や「学校教育環境・幼児教育の充実」についてのニーズが強いこと、10代では「自然保護・公害防止等の環境保全施策」と「スポーツ・レクリエーション環境の充実」についてニーズが強いこと、20代の「公園・緑地の整備」及び40代の「ごみ処理・リサイクル体制の整備」についても他の年代に較べて特にニーズの強いこと等が指摘されます。

今後取り組むべき重点施策(上位5位)(全体、年齢別/複数回答)

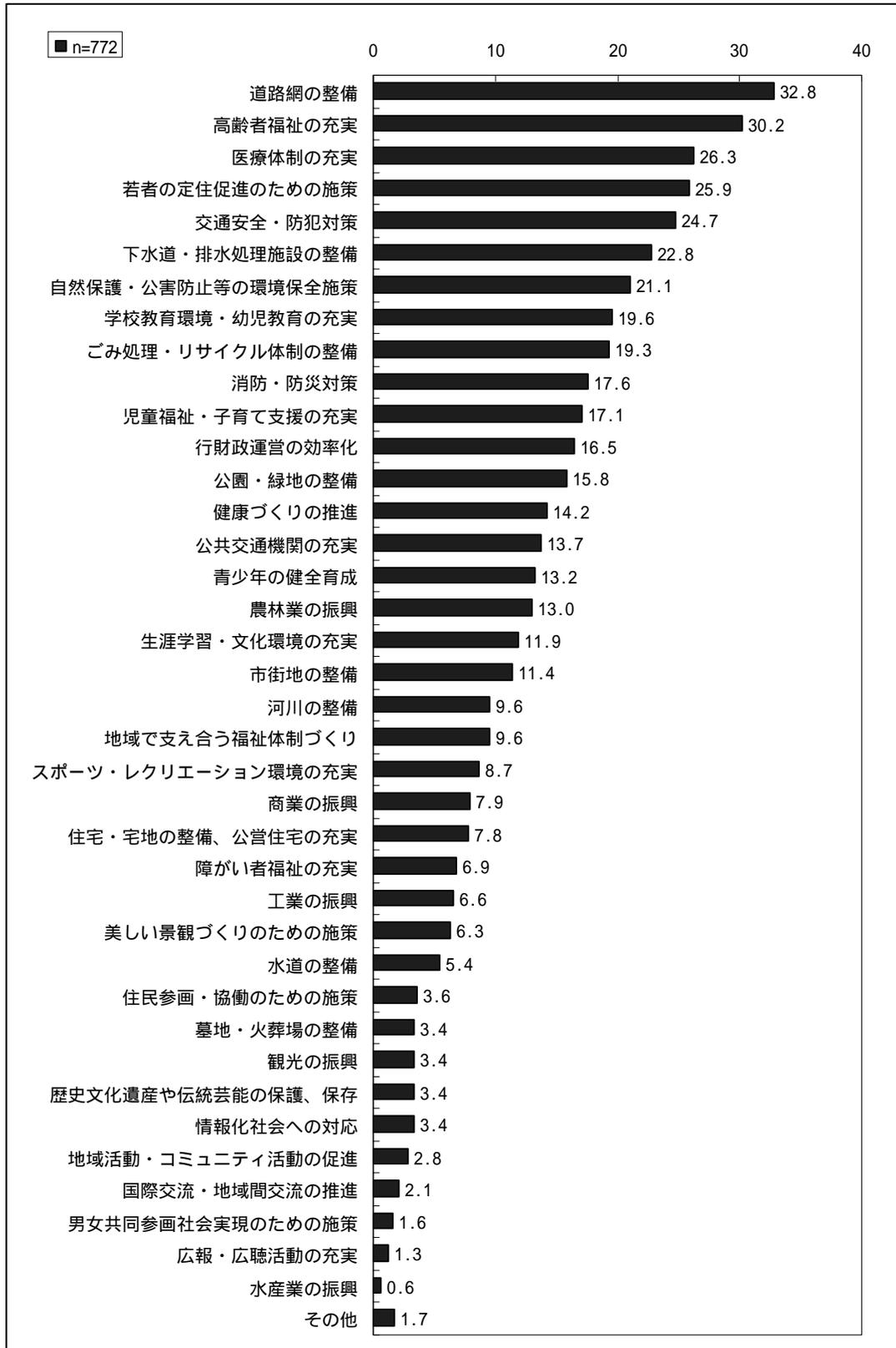
単位：%

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体		道路網の整備 32.8	高齢者福祉の充実 30.2	医療体制の充実 26.3	若者の定住促進のための施策 25.9	交通安全・防犯対策 24.7
年齢別	10代	自然保護・公害防止等の環境保全施策 医療体制の充実 35.5		交通安全・防犯対策 32.3	消防・防災対策 25.8	スポーツ・レクリエーション環境の充実 25.8
	20代	公共交通機関の充実 児童福祉・子育て支援の充実 31.5		公園・緑地の整備 27.8	道路網の整備 学校教育環境・幼児教育の充実 25.9	
	30代	道路網の整備 43.3	児童福祉・子育て支援の充実 35.1	医療体制の充実 33.0	交通安全・防犯対策 学校教育環境・幼児教育の充実 27.8	
	40代	道路網の整備 35.0	ごみ処理・リサイクル体制の整備 31.1	学校教育環境・幼児教育の充実 28.2	自然保護・公害防止等の環境保全施策 25.2	消防・防災対策 24.3
	50代	若者の定住促進のための施策 30.9	道路網の整備 30.2	下水道・排水処理施設の整備 29.6	自然保護・公害防止等の環境保全施策 27.2	交通安全・防犯対策 24.1
	60代	高齢者福祉の充実 43.3	道路網の整備 34.8	若者の定住促進のための施策 31.1	医療体制の充実 29.9	交通安全・防犯対策 23.8
	70歳以上	高齢者福祉の充実 46.4	道路網の整備 33.1	若者の定住促進のための施策 29.8	医療体制の充実 28.5	交通安全・防犯対策 26.5

注)太字の施策項目は全体結果に較べて30代以下の若年層により強く重要視されているとみなされるもの

今後取り組むべき重点施策（複数回答）

単位：％



第3章 新たな時代潮流と南国市の発展課題

前総合計画策定後およそ10年を経過した今日、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。新しいまちづくり計画を策定するにあたって踏まえるべき時代潮流と南国市として取るべき対応方向・発展課題は、次のようにまとめられます。

時代潮流 1

本格的な地方分権・協働のまちづくりの時代の到来

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方のもと、様々な分野で地方分権（国と地方との関係や役割分担の改革）が進められ、今、まさに実行段階を迎えています。また、三位一体の改革（地方の自主性の強化と財政の安定化に向けた国と地方の税財政改革）が進められており、これからの自治体には、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自ら決定し、具体的な施策を自ら実行していくことが一層求められます。

また、住民側においても、自分たちの地域を自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、住民自らの手による特色ある地域づくりや、様々な地域課題の解決に向けた住民活動、住民と行政との協働のまちづくりが活発化してきています。本市においてもボランティアやNPO（民間非営利組織）の活動などが展開されてきています。



このため、本市の新たなまちづくりにあたっては、すべての分野において、市民と行政との協働体制の確立、そしてそれを原動力とする真に自立可能な行財政体制の確立という視点を一層取り入れていくことが必要です。

時代潮流 2

安全・安心のまちづくりの時代の到来

近年、新潟県中越地方でマグニチュード6.8の大地震が発生し、大きな被害をもたらしました。四国地域においても、南海地震が30年以内に50%、50年以内に80%の確率で発生することが予測されているほか、東南海地震の発生も予測されており、こうした大地震をはじめ、風水害などの自然災害からの安全性の確保に対する人々の意識が急速に高まっています。

また、交通事故や凶悪犯罪の多発、悪徳商法による被害の急増、農薬や環境ホルモンによる環境問題の発生、安全な食や食育への意識の高まり、さらには世界各国におけるテロの発生などを背景に、安全・安心なまちづくりがこれまで以上に強く求められています。



このため、本市の新たなまちづくりにあたっては、南海・東南海地震の発生の恐れや環境汚染問題、食の安全問題などを踏まえ、あらゆる災害・犯罪に強い防災・防犯のまちづくり、環境に配慮したまちづくり、食育や食の安全を重視したまちづくりなど、あらゆる分野にわたって安全・安心なまちづくりの視点を一層取り入れていくことが必要です。

時代潮流 3

予想を上回る少子高齢化の進行と“健康の時代”の到来

わが国では、これまでの予想を上回る速度で少子高齢化が進んでおり、団塊の世代がすべて高齢期に入るおよそ10年後には、現在の状況をはるかに超えた少子高齢社会が到来することが確実視されています。特に本市では、既に2割以上が65歳以上の高齢者となっているほか、14才以下の年少人口比率の減少（昭和60年の19.7%から平成12年の14.5%へ）さらには一世帯当り人数の減少（平成2年の3.07人から平成17年の2.63人へ）等がみられ、独居老人の増加や親と同居しない核家族世帯の増加等を踏まえ、これからの少子高齢社会とはどのような社会であるかを真剣に考え、様々な面からの取り組みを進めることが緊急の課題となっています。

また一方で、生涯を元気で過ごしたいという住民の意識は年々高まっており、生涯の各期にわたって住民の健康づくり活動を支援する環境づくりに努めていく必要があります。



このため、本市の新たなまちづくりにあたっては、高齢者が生涯現役で活躍し元気に暮らせる環境づくりや、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、すべての市民が互いに支えあいながら生きることのできる環境づくり、さらには、これまで取り組んできた地域ぐるみの健康づくり事業等に市全体で一層積極的に取り組んでいくことが必要です。

時代潮流 4**“環境の世紀”の到来**

地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染などの地球環境問題の深刻化や、ダイオキシン類等の化学物質による新たな環境問題の発生等を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれています。国においては、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を施行したほか、新たな環境基本計画「環境の世紀への道しるべ」を策定し、さらに平成17年2月には「京都議定書」が発効するなど、環境問題への取り組みを一層本格化させてきており、本市においても、環境基本計画を策定し、これに基づき持続可能な社会への変革を目指した具体的な行動を推進していますが、今後一層の積極的な取り組みが必要です。



このため本市の新たなまちづくりにあたっては市民の環境保全への関心が急速に高まっていることを踏まえ、今後一層、美しく豊かな自然の保護・保全をはじめ、リサイクル・省資源・省エネルギーなど環境への負荷の少ない循環型の社会づくりに積極的に取り組み、持続的に発展可能な地球にやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。

時代潮流 5**高度情報ネットワークや高速交通網の整備進展**

IT（情報技術）の飛躍的な進歩等により、パソコンや携帯電話などの情報機器とインターネット（世界規模の通信ネットワーク）が爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が急速に拡大しています。市町村においても、各種の行政サービスをインターネット等を利用して提供する「電子自治体」の構築が進められています。

高速交通網の面においても、四国地方全域にわたって四国縦貫・横断自動車道の整備が進められ、本市においても、四国横断自動車道や高知龍馬空港、高知新港の整備進展等により、広域的アクセス条件が飛躍的に向上しています。



このような中、今後一層、生活圏の広域化や情報ネットワーク化、それに伴う人、物、情報の交流の活発化が見込まれますが、本市の新たなまちづくりにあたっては、こうした広域構造の変化を地域発展の契機としてとらえ、交流基盤や都市基盤、産業基盤の整備を一層推進し、多様な地域連携を進め地域一体となった発展を目指していくことが必要です。

時代潮流 6**産業をめぐる経営環境の急速な変化**

わが国の第1次産業をめぐるのは、担い手の減少や高齢化、後継者不足、農地や森林の荒廃等が進む一方、輸入産物との競争の激化や消費者ニーズの変化、安全・安心な食や「地産地消」への意識の高まり、農業分野における企業参入の進展など、構造的な変化が急速に進んでいます。また、商工業においても、規制緩和や生産拠点の海外進出、価格革命、消費者ニーズの変化などを背景に、企業立地や企業活動の停滞、既存の中小店舗から新たに進出してきた大型店舗への購買力の流出、これに伴う既存商店街の衰退などが進んでいます。



このため、本市においても、恵まれた立地条件や自然条件、高速交通網の整備進展等の優位性を生かし、産業振興施策はもとより、計画的な土地利用や情報通信網の整備などと連動しながら、より付加価値の高い産業構造への移行を促す環境・条件整備を一層進めることが必要です。

時代潮流 7**成熟化社会への移行**

高度情報化や国際化、高度技術化の急速な進展等を背景に、社会は着実に成熟化社会へと移行しています。このような中、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへ、量の拡大から質の向上、選択の幅の広さへと大きく変化してきており、ゆとりやうるおい、美しさや快適さ、個性や感性、安全性、癒しなど、より質の高い生活を重視する傾向を強めています。



このため、本市においても、生活環境や基盤の整備にあたって、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然や歴史とのふれあい活動、人々との交流など、自己実現の場や機会を一層増やしていくことが必要です。

基本構想

第1章 新しいまちづくりの重点方向

これまでにみてきた市民ニーズや社会・経済の今後の動向等を踏まえ、南国市の新しいまちづくりの重点方向を次のとおり設定します。これを、これからのまちづくりのすべてにわたる基調として位置づけ、事業・施策の検討・展開を図ります。

重点方向1 市民と行政の役割分担を見直し、市民と築く地域協働のまちづくりを進めます

地方分権、地域協働のまちづくりの時代に対応し、これまでの施策・事業の進め方を根本から見直し、公から民への事業移管や行政主導のまちづくりから地域協働・住民自治の地域づくりへの転換等を積極的に進めます。同時に、行財政改革を徹底し、効率的な行政組織、開かれた行財政運営の確立に努めます。

重点方向2 市民が強く望むあらゆる分野にわたる健康・安心のまちづくりを進めます

世界的な異常気象に加えて身近にも南海地震、東南海地震の発生が予測されるなど、市民の自然災害からの安全確保の意向は、近年特に大きくなっています。さらに、市民の環境保全への関心の高まりや安全・安心な食・食育への意識の高まり、超高齢社会への不安などにも対応し、災害に強い防災まちづくりや健康福祉対策の充実等を積極的に進めます。

重点方向3 少子化に対応し、次代を担う若者の定住を促すまちづくりを進めます

今回実施したアンケート結果をみても、若年層の回答の顕著な特徴として、中高年層の回答に較べて特に児童福祉・子育て支援や学校教育・幼児教育環境の充実、公園緑地やスポーツ・レクリエーション環境の充実、さらには道路・交通環境の充実等に大きなニーズがあることがわかりました。次代を担う子ども達や後継者・若者達が南国市に住んでいきいきと活動し、南国市に住んで良かったと思うことができるよう、より一層子育て支援や教育・文化・スポーツ環境等の充実に積極的に取り組みます。

重点方向4 市民所得を増やし、まちの自立度を高める広域産業拠点のまちづくりを進めます

国と地方財政の三位一体改革等により本市の財政状態は極めて厳しく、しかもこの状態は今後も続くと見込まれます。必要な施策事業や行政サービス水準の維持・確保を図るためには、税収を着実に増やしていくことが必要であり、恵まれた広域交通条件を生かした企業誘致活動の積極的な展開や大学・高専等が立地する優位性を生かした産学官の連携による新産業の創造、さらには高付加価値農業のまちづくり等を今後とも一層強力に取り組みます。

第2章 南国市の将来像

新しい世紀・21世紀を迎え、時代の転換期にあたる今、私たちには、少子高齢化、環境と安全問題、地方分権化への対応と財政健全化などの多くの課題が山積しています。しかし、本市は、豊かな自然環境や陸海空の広域交通条件に恵まれていることなどから、県下第2の都市の位置づけに加えて、農業や工業などの広域産業拠点のまちとして、さらには、最先端の学术研究拠点のまち等としての位置づけを確立しつつあり、将来に向かって発展可能性の大きい都市といえます。

このような背景を踏まえ、前項に示した新しいまちづくりの重点方向に沿った特色ある地域づくりを市民と行政が力を合わせて推進することを目的として、南国市の将来像を次のとおり定めます。

みんなで築く 健康で安心な いきいき文化交流・産業拠点のまち

- 「みんなで築くまち」……………●市民と行政が新しいパートナーシップ体制を確立し、住む人みんなの協働で自立のまちづくりを目指します。
- 「健康で安心なまち」……………●災害に強い防災まちづくりや少子高齢化に対応する健康福祉のまちづくりを重点的に推進し、生涯を託せるまちの確立を目指します。
- 「いきいき文化交流のまち」……………●かつて土佐の政治・経済・文化の中心にあって、
「いきいき産業拠点のまち」……………●現在では陸海空の交通要衝に位置する地域特性を生かし、活力のある文化交流、広域産業拠点のまちづくりを進めます。

この将来像の実現のために、

いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり

をまちおこしのキャッチフレーズとして設定し、市民と行政が一体となって新しいまちづくりに邁進します。

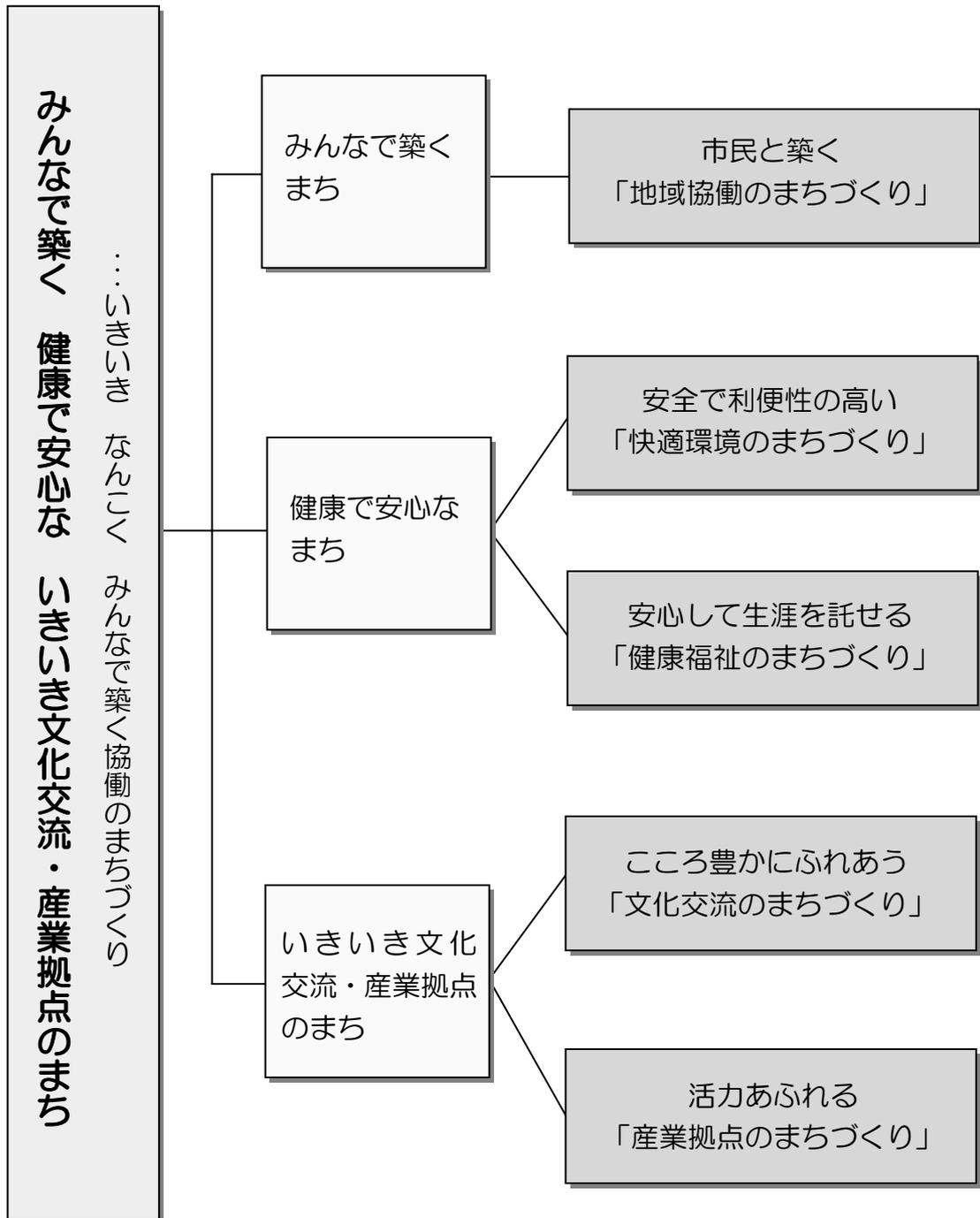
第3章 将来像実現のための基本施策の方向

(1) 5つの基本施策

まちづくりの将来像「みんなで築く 健康で安心な いきいき文化交流・産業拠点のまち いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり」の実現を図るため、次のとおり5つの基本施策を定めます。

[まちづくりの将来像]

[基本施策]



(2) 基本施策の展開方向

基本施策1 市民と築く「地域協働のまちづくり」

自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、21世紀の地域課題を解決するには、従来の枠を超えた形での市民と行政の協働体制の確立や市民の自主的なまちづくり活動等が一層求められることから、広報・公聴体制の充実や情報公開体制・制度の拡充を図り、地域協働のまちづくりを進める前提となる市民と行政の情報共有体制・基盤の確立・充実に努めます。

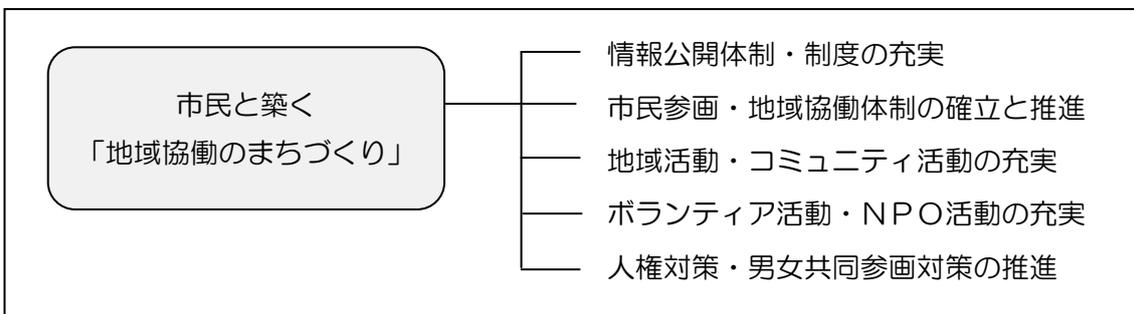
市民の創意とエネルギーがまちづくりに十分生かされるよう市民参画・地域協働の制度・仕組みの確立を図るとともに、市の計画づくりや施設の管理運営、環境の保全管理などへの市民参画・地域協働を積極的に推進します。さらには、民間に委託・委譲できる事業は積極的に民間に任せます。

市民主導、地域主導のまちづくりを一層進めるため、集落や地域、各種地域団体等を単位とする自主的な集落・地域活動、コミュニティ活動への支援の充実に努めます。

また、ボランティア活動・NPO活動の育成・活動支援に努め、市民自らが主体となって進めるまちおこし活動の拡充・活性化を促します。

さらに、家庭・学校・地域・職場のあらゆる場で、人権問題や男女共同参画社会づくりに対する正しい理解と認識を深める教育・啓発の充実に努め、人権意識・男女共同参画意識の高揚に努めます。

施策の体系は次のとおりとなります。



基本施策2 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

南海地震等に備えた津波対策や緊急情報伝達システム、自主防災組織の充実等を図るとともに、治山・治水事業の計画的推進により、自然災害の未然防止に努めます。さらに、消防・救急・救命体制の充実や地域ぐるみの交通安全・防犯対策等の充実を努め、安全なまちづくりを進めます。

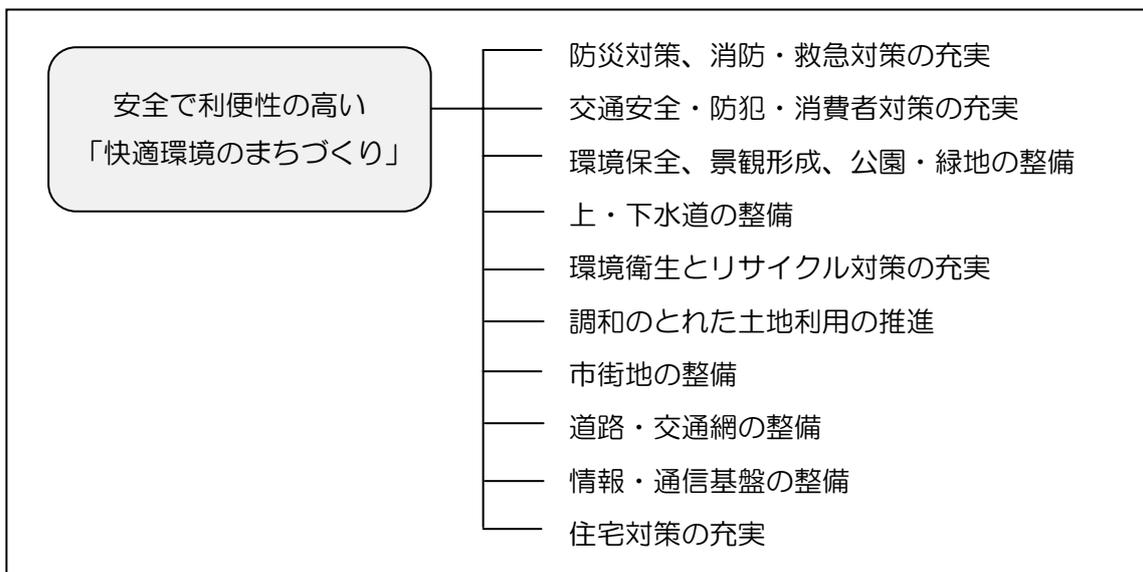
海・川・山の多様で豊かな自然環境の保全に努めるとともに、ふるさと景観の形成や環境美化運動の推進、さらには公園・緑地・水辺の整備等を地域住民組織等と連携を図って進め、自然と共生する美しいまちづくりを推進します。

上・下水道の整備やごみ処理対策を今後とも計画的に進めるとともに、地域ぐるみのごみの減量化やリサイクル運動の一層の推進等を図って、循環型のクリーンなまちづくりを進めます。

さらに、調和のとれた土地利用の推進や既成市街地の再生整備のほか、研究学園都市など市民に魅力的な新市街地の形成や産学連携の新産業拠点の整備、さらには、街路・道路・鉄道・連絡バスの総合的な交通体系整備や高度情報システムを活用したネットワーク整備等を進め、魅力ある市街地環境・産業環境の形成や利便性の高い地域骨格づくりを図ります。

公営住宅については既存施設の改良整備を計画的に進めるとともに民間委託についても検討します。また、民間の優良な賃貸住宅や宅地開発事業の活用等に努めるなど、定住人口の増加を促す良好な居住環境の形成を図ります。

施策の体系は次のとおりとなります。



基本施策3 安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」

少子・高齢化への進行から保健・医療・福祉の充実は、市民に最も強く望まれています。このため、乳幼児から高齢者までのすべての市民が、地域の中で支えあいながら共に生きることができるよう保健・医療・福祉の連携を図って、地域福祉対策やボランティア活動の充実に努めます。

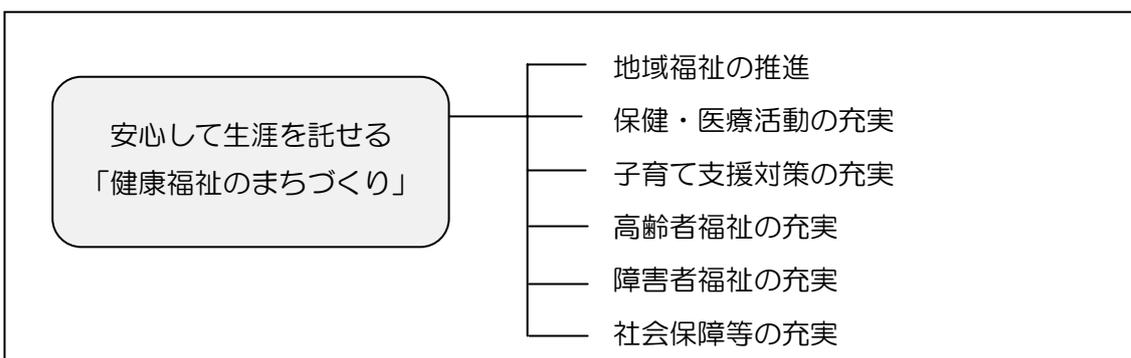
また、健康文化都市づくり推進委員会活動への支援や医師会との連携等を図って、地域ぐるみの健康づくり活動の充実や地域医療・救急医療体制の充実に努めます。また、食の安全監視対策や「食育」の充実に努めます。

児童福祉や子育て支援対策については、利用者ニーズに即した保育所・児童館の一層の充実・活用や民営化への推進、医療費をはじめとする経済的な負担への支援の充実、地域で支えるファミリーサポートセンターの設立等に努めて、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

高齢者や障害者などの社会的弱者の立場に立った福祉のまちづくりを推進するために、福祉団体等と連携を図って在宅福祉、生きがい対策、自立支援事業の充実に努めるとともに施設福祉についても福祉団体等と連携を図って計画的に充実に努めます。

国保・年金・生活保護対策等については制度の周知徹底と相談・指導体制の充実に努めるとともに、適切な運用を図ります。

施策の体系は次のとおりとなります。



基本施策4 こころ豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」

社会の急激な変化にともない、価値観の多様化が顕著になり、生涯にわたって自己を高め続けようとする市民の意識などに対応し、生涯学習推進体制の確立を図るとともに各学習拠点施設のネットワーク整備や多様な学習プログラムの充実に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携や、地域の教育力の向上を図るとともに、積極的に取り組んできた「食育」や外部評価制度の充実、大学・高専等との提携等を図って特色ある学校教育の一層の推進に努めます。

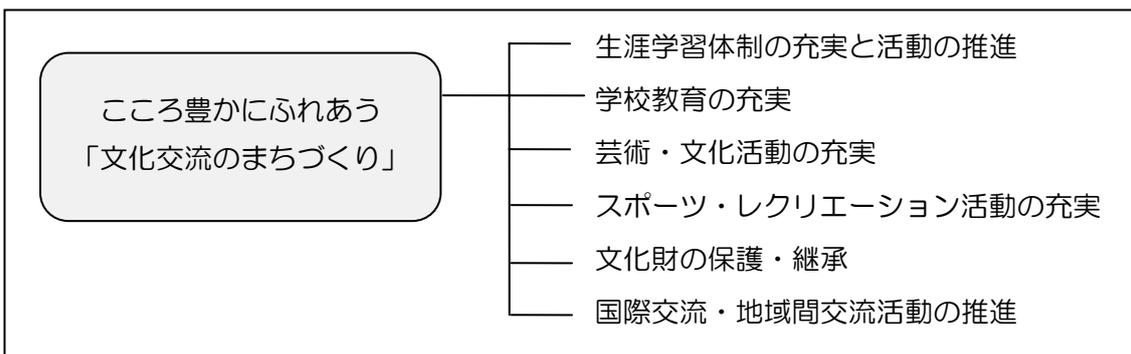
地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、文化協会をはじめとする文化団体・サークルの活動支援や文化祭などの文化イベントの充実等に努めます。また、市民参画型の自主的芸術活動の創出等のため文化ホール機能などを有する施設の整備について検討します。

若年層を中心にニーズの強いスポーツ・レクリエーション活動については、市民の健康づくりと多様な人々との交流による豊かな地域コミュニティの形成のためにも、各種スポーツ団体の活動支援や市民ニーズにあったスポーツクラブの育成、スポーツイベントの充実等に努めます。また、主要なスポーツ・レクリエーション施設については、民間委託を導入し、利用しやすい管理運営に努めます。

かつて土佐の中心として栄えた歴史文化を有する本市には、貴重な埋蔵文化財や歴史遺産、伝統芸能等が多数ありますが、適切な調査研究や保護・伝承等に努めるとともに、展示、活用機会の充実を図って、市民が郷土に誇りと愛着を持てるような諸活動を展開します。

広域交通拠点に位置する立地条件や高知大学等の留学生が多数居住する地域特性等を生かして国内外の都市との活発な交流を進めるため、国際交流協会や姉妹都市親善協会への活動支援、外国人に暮らしやすい地域づくり等に努めます。

施策の体系は次のとおりとなります。



基本施策5 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

県内第一の農耕地を有し、本市の基幹産業となる農業については、優良農地の保全活用や集落営農体制の推進、さらには市場ニーズに即した施設園芸や環境保全型農業の推進等を図って担い手農家や後継者の確保育成に努めます。また、農業への企業参入や新規就農者の受入支援、さらには地産地消の推進、都市との農業体験交流事業の推進等を図って足腰の強い農業振興体制の確立に努めます。

林業については、適切な森林施業を通じて林業振興と森林のもつ国土保全機能等が相互に十分発揮されるよう図ります。漁業については、漁業組織の強化、営漁指導の充実等により担い手、後継者の育成・確保に努めます。

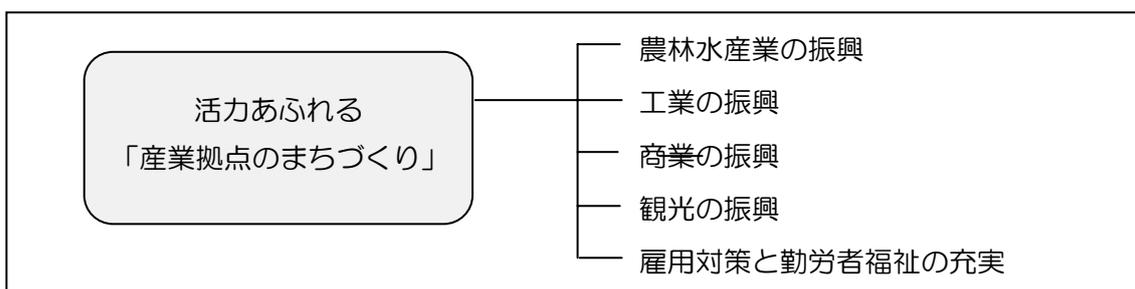
本市のもう一つの基幹産業を担う工業については、オフィスパーク周辺の交通環境整備や誘致条件・産業支援機能の充実等を図って各工業団地等への企業誘致の促進に努めます。また、市内に立地している流通団地等についても未分譲用地の完売に努めるとともに、経済動向を見極めつつ、既存の工業・流通団地の拡大等を検討します。さらに、空港周辺の適地に大学や高専等と連携した産学官協働の新産業・起業創造拠点を開発することや高知大学医学部周辺地区を研究学園都市として整備すること等についても検討し、本市の広域産業拠点・研究開発拠点機能の一層の拡充に努めます。

小規模経営が多い商業については、市の中心市街地整備等とあわせた商業集積の推進や地域住民のまちおこし活動等と連携した特産品づくり、フリーマーケットなどの各種イベントを推進し、まちの顔となる商業機能の充実・活性化に努めます。

国府、長岡、岡豊各地域を結ぶ「まほろばの里」の整備を計画的に進め、ここを拠点に海辺拠点、水(川)辺拠点、道の駅、観光農業拠点等をネットワーク化するなど、観光交流基盤の充実を図り、全国に向け情報発信する観光交流事業おこしに努めます。

求職・求人情報の提供や職業訓練機会の拡充、Uターン促進事業の推進等によって市内への就業促進を図るとともに、市内企業への啓発指導を進めて良好な就業環境など勤労者福祉の充実に努めます。

施策の体系は次のとおりとなります。



第4章 新しいまちづくりの戦略プロジェクト

前項で示した基本施策の展開方向は、新しいまちづくりの基本として総合的、体系的に進めていくことが必要ですが、ここではそうした基本施策にあって戦略的役割を担い、市の将来像の実現をリードし、重点的、誘導的に進めるべき施策を「新しいまちづくりの戦略プロジェクト」と位置づけ、多分野にわたる複数の基本施策を一体的にとらえ直し、連携を図って計画的に取り組んでいきます。

市の将来像や新しいまちづくりの重点方向、市民ニーズ等を踏まえ、次のとおり3つの戦略プロジェクトを展開し、新しいまちづくりを牽引します。

まちづくり戦略プロジェクト1

市民いきいき 健康・食育先進都市プロジェクト

－ 地域ぐるみで取り組む健康文化都市づくり推進のために

まちづくり戦略プロジェクト2

まちの次代を担う人づくり・子育て支援促進プロジェクト

－ 若者定住のまちづくり推進のために

まちづくり戦略プロジェクト3

産学連携の新産業創造拠点形成プロジェクト

－ 広域産業拠点のまちづくり推進のために

まちづくり戦略プロジェクト1

市民いきいき 健康・食育先進都市プロジェクト

ー 地域ぐるみで取り組む健康文化都市づくり推進のために

健康と長寿は、すべての市民の願いです。国においては、これまでの介護や治療重点の福祉・医療から、介護予防、疾病予防を重視した保健福祉医療体系への転換を進めており、健康増進法や食育基本法、医療制度改革法等を制定し、生活習慣病対策の推進を核とする健康・食育のまちづくりの普及に力を入れています。本市においては市内全地区に健康文化都市づくり推進委員会を組織するなど早くから健康のまちづくりに取り組み、食育についても先進地として評価されるまでに至っています。この健康・食育のまちづくりを一層充実し、県内はもちろん全国でも有数の健康長寿都市としての評価を高め、市民みんながいきいきと誇りをもって生活できるまちづくりを目指していきます。

戦略プロジェクトとして一体的に取り組むべき主要事業は次のとおりです。

戦略プロジェクトの主要事業

健康文化都市づくり推進委員や食生活改善推進員などの地区組織の一層の充実を図り、市民主導の健康づくり運動の促進に努める。

介護予防対策、疾病予防対策を重点に生涯現役を目指した健康づくり事業の推進を図るとともに、健康づくり事業の効果を高めるため市民一人ひとりの個別指導の充実に努める。

学校教育における食育の実績を広く市民全般に広げるため、全市民的な食育事業の推進を図る。

医師会、歯科医師会、高知大学医学部等と保健福祉センターとの連携の強化等により地域保健医療体制の充実に努める。

さらに、保健、医療だけでなく、福祉、教育、産業等の各分野かつその領域を越え、総合的に健康づくり事業を展開できるよう共通理解と連携に努める。

まちづくり戦略プロジェクト2

まちの次代を担う人づくり・子育て支援促進プロジェクト

－ 若者定住のまちづくり推進のために

少子・高齢化が一層進行する一方で、市街地周辺や宅地開発事業地区等への子育てファミリー層の入居も多く、まちの次代を担う人づくり事業や子育て支援事業の推進は緊要の課題です。地域の宝である子どもたちの健全育成のため、豊かな教育資源を活用し、学校・家庭・地域が連携して次代を担う人づくり事業を展開するとともに、子育て支援事業の充実を図り、若者の市内定住を促進していきます。

戦略プロジェクトとして一体的に取り組むべき主要事業は次のとおりです。

戦略プロジェクトの主要事業

“教育県都”を目指し、市内に立地する大学や高専等と連携した、レベルの高い特色ある学校教育活動の推進を図る。

これまでの食育の取り組みの成果の上に立ち、体力の向上や学力との相関関係の検証等を行い、一層の食育の実践充実を図る。

全市学童保育体制を充実するとともに、児童館の活用等を図り、子どもの居場所づくりを積極的に推進する。

子育て支援ネットワークの確立等、働く女性への子育て支援環境の充実を図り、仕事と家庭が両立し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進める。

地域一体となった児童・青少年の健全育成体制の確立や子どもの安全対策の充実を図る。

都市基盤が整備された若者定住にふさわしい居住環境を確保するため、市街化区域の拡大について関係機関と協議する。

まちづくり戦略プロジェクト3

産学連携の新産業創造拠点形成プロジェクト

－ 広域産業拠点のまちづくり推進のために

高知龍馬空港に隣接して高知大学農学部及び同「海洋コア総合研究センター」や高知高専が立地しており、多くの研究員や大学生・高専生に加え、世界各地からの留学生等が集まり、最先端の研究を進めています。また、高知大学医学部にも多くの学生や研究者が集まっています。

一方、市内には南国オフィスパークを中心に先端技術型産業や試験研究機関が立地し、また、産業業務支援センターとしての南国オフィスパークセンターも整備されていることに加えて、本市は進んだ農業生産地であり、食育先進地でもあることから、最先端の研究開発の成果を実際の産業活動等に多様に結びつけていく基盤が充実しているまちといえます。

このような恵まれた産・学の立地の条件を踏まえ、空・海・陸の広域交通拠点等を生かし、産学官連携の先端産業拠点の形成を目指していきます。

戦略プロジェクトとして一体的に取り組むべき主要事業は次のとおりです。

戦略プロジェクトの主要事業

産学官連携事業方針の確立と事業支援制度、推進体制の確立を図る。

大学・高専や市内研究開発型主要企業などとの産学連携システムを整備する。高知大学農学部や高知高専が立地している高知龍馬空港周辺の適地を、産学連携の事業活動拠点として整備する。

ここに、世界から集まる研究者や留学生、大学・高専の学生等のための居住・交流ゾーンも整備し、国際色豊かな研究学園ゾーンの形成を目指す。

また高知大学医学部周辺の適地についても研究学園都市の形成を目指して事業展開を図る。

この実現を図るため、空港周辺や高知大学医学部周辺の適地を市街化区域に編入するよう関係機関と協議する。

第5章 新しいまちづくりの基本指標

(1) 人口と世帯

本市の人口は、国勢調査結果によると、平成2年の46,823人から、平成17年には50,758人へと3,935人の増加となっており、15年間における人口は増加傾向にあります。また、世帯数は、平成2年の15,251世帯から平成17年の19,299世帯へ増加し、一世帯当人数は、平成2年の3.07人から平成17年の2.63人となっており、核家族化、世帯の多様化の傾向がうかがえます。

上記の国勢調査の結果や住民基本台帳による過去の人口推移を踏まえ、人口推計を行ったところ、本市の人口は今後も緩やかな増加傾向が見込まれ、平成27年度には52,450人程度になることが予測されます。

本市の将来性・発展性を踏まえると、今計画において策定された内容を着実に実現させ、定住促進のための環境整備、各産業のさらなる振興、福祉・文化・教育環境を充実させることによって、人口増加が促進することを見込み、計画目標年の平成27年度における総人口の目標を、

53,000人

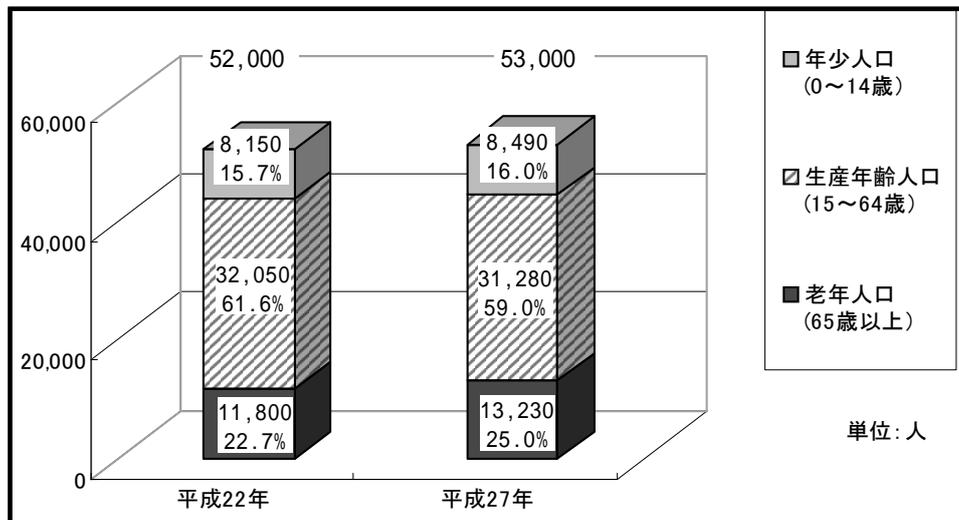
と設定します。

なお、上記の目標人口における年齢別階層人口は、年少人口は8,490人(16.0%)、生産年齢人口は31,280人(59.0%)、老年人口は13,230人(25.0%)になると見込みます。また、世帯数は22,520世帯、1世帯当人数は2.35人になると見込みます。

人口の推移と目標

(単位：人、世帯、人/世帯)

項目	年	平成22年	平成27年	年平均伸び率
				H22-H27
総人口		52,000	53,000	0.38
年少人口 (14歳以下)		8,150 (15.7%)	8,490 (16.0%)	0.82
生産年齢人口 (15～64歳)		32,050 (61.6%)	31,280 (59.0%)	0.49
老年人口 (65歳以上)		11,800 (22.7%)	13,230 (25.0%)	2.31
世帯数		20,580	22,520	1.82
一世帯当人数		2.53	2.35	-



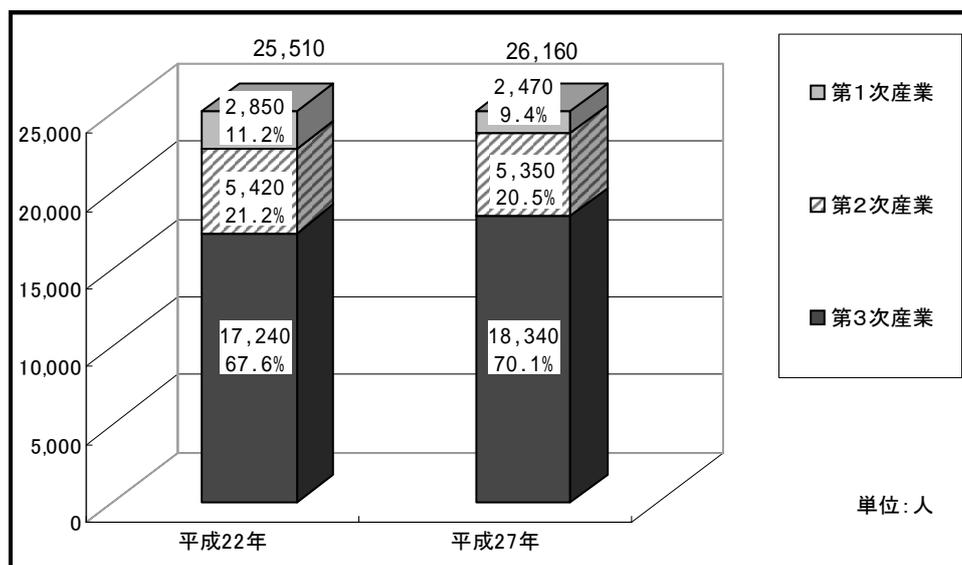
(2) 就業構造

就業構造については、本市における今後の発展方向や総人口の目標規模等を勘案し、計画目標年の平成27年における就業構造は、第1次産業は2,470人(9.4%)に、第2次産業は5,350人(20.5%)に、第3次産業は18,340人(70.1%)程度になると見込まれます。

就業構造の目標

(単位：人、世帯、人/世帯)

項目	年	平成22年	平成27年	年平均伸び率
				H22-H27
就業人口総数		25,510	26,160	0.50
第1次産業		2,850 (11.2%)	2,470 (9.4%)	2.82
第2次産業		5,420 (21.2%)	5,350 (20.5%)	0.26
第3次産業		17,240 (67.6%)	18,340 (70.1%)	1.24
総人口		52,000	53,000	-
就業率		49.1%	49.4%	-



第6章 土地利用の基本方向

土地は本市の産業や市民生活と深く結びついた限りある資源です。私たちが美しく住みよいまちづくりを推進するためには、公共の福祉と自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の保持を優先的に、長期的な視点に立って、合理的、計画的な土地利用を推進する必要があります。

本市の将来像「みんなで築く 健康で安心な いきいき文化交流・産業拠点のまち」の実現を図るため、次のような基本方針のもとに土地利用を推進します。

(1) 土地利用の基本方針

これからのまちづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心市街地と、これを起点として全市的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまち」といえます。

本市はこのような地域構造を形成すべき条件を満たしているとともに、陸海空の広域交通拠点にあって県下第2の都市に位置づけられる恵まれた立地条件等から、まさに、今後21世紀の将来に向けて大きく翔くことが可能なまちといえます。

この基本的考え方を踏まえ、本市における土地利用の基本目標を

海・川・山・田園の豊かな自然を大切にし、水と緑に親しむ空間を確保します。
貴重な歴史遺産・景観を大切にします。
うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
にぎわいと魅力のある中心市街地の確保・再生を図ります。
農林水産業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
全市的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。

と定めます。

このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、国土利用計画南国市計画を見直し策定するとともに都市計画や農業振興地域整備計画については計画改訂時に地域の動向に即した適切な見直し等を行い、土地利用の純化と有効利用の推進、市街化区域の拡大と市街化の再整備等を進め、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を促進します。

(2) ゾーン別土地利用の基本方針

土地利用の基本方向と本市のこれまでの自然的、社会的、経済的發展経緯を踏まえ、本市における土地利用区分を「中心市街地ゾーン」、「住居系市街地ゾーン」、「工業系ゾーン」、「集落定住拠点ゾーン」、「農業農村ゾーン」、「山村里山ゾーン」の6つのゾーンと「歴史文化拠点(まほろばの里)」、「産学連携・研究学園拠点」の2つの拠点に区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備とあわせて各ゾーン・各拠点ごとに次のような土地利用を進めます。

中心市街地ゾーン

ごめん駅から市役所周辺の既成市街地一帯を「中心市街地ゾーン」と位置づけ、南国市の顔となるよう面的整備や都市計画道路整備等を進め、中心商業機能や業務・行政機能の再生・充実を図ります。

住居系市街地ゾーン

中心市街地に連担する既成市街地一帯や十市パークタウンなど大規模住宅開発地区及びその周辺地区を「住居系市街地ゾーン」と位置づけ、道路体系の再編整備や下水道、身近な公園などの都市的基盤の整備と防災性の向上を図り、良好な住環境の確保・創出に努めるとともに、定住人口の受け皿としての新規住宅地の形成誘導を図ります。

このため、中心市街地をはさんで南北方向への市街化区域の拡大について関係機関に働きかけていきます。

工業系ゾーン

オフィスパークをはじめ既成の工業団地、流通団地地区及びその周辺地区を「工業系ゾーン」と位置づけ、周辺交通環境の整備を図るとともに、経済動向等を見極めつつ既存工業団地の充実・拡大による新規工業系市街地の形成を図り、より一層の生産・流通機能の導入を図って、産業機能の強化を図ります。

集落定住拠点ゾーン

既存の各地区中心地等を「集落定住拠点ゾーン」と位置づけ、生活道路や排水施設、身近な福祉・集会施設等の整備や防災性の向上を図り、快適な集落環境の確保・創出を図ります。

農業農村ゾーン

平坦地を開ける優良農地については「農業農村ゾーン」と位置づけ、スプロールなどによる乱開発を防止し、積極的に保全を図るとともに、後継者育成や都市的農

業への転換など農業基盤の確立を図ります。

また、基礎集落など農地に隣接し、農村環境と共存する集落形態を有する地域については、生活道路の整備、排水施設の整備等を進めて、農業と共生する良好な居住環境の向上を図ります。

山村里山ゾーン

市北部を中心に広がる山林・樹林地一帯を「山村里山ゾーン」と位置づけ、このうち里山地区や森林施業に適した地区については環境の保全に留意しつつ適切な林業施業を促進し、森林資源の有効活用に努めます。

また、国土保全や水源涵養等のため林地保全すべき地区については開発行為等を抑制し、森林環境の保全の徹底を図ります。

歴史文化拠点（まほろばの里）

国府、長岡、岡豊各地域を結ぶ歴史遺産地区一帯を「歴史文化拠点（まほろばの里）」と位置づけ、歴史に親しむ観光交流拠点ともなるよう適切な基盤整備を図るとともに、全体に歴史的な景観形成に努めます。

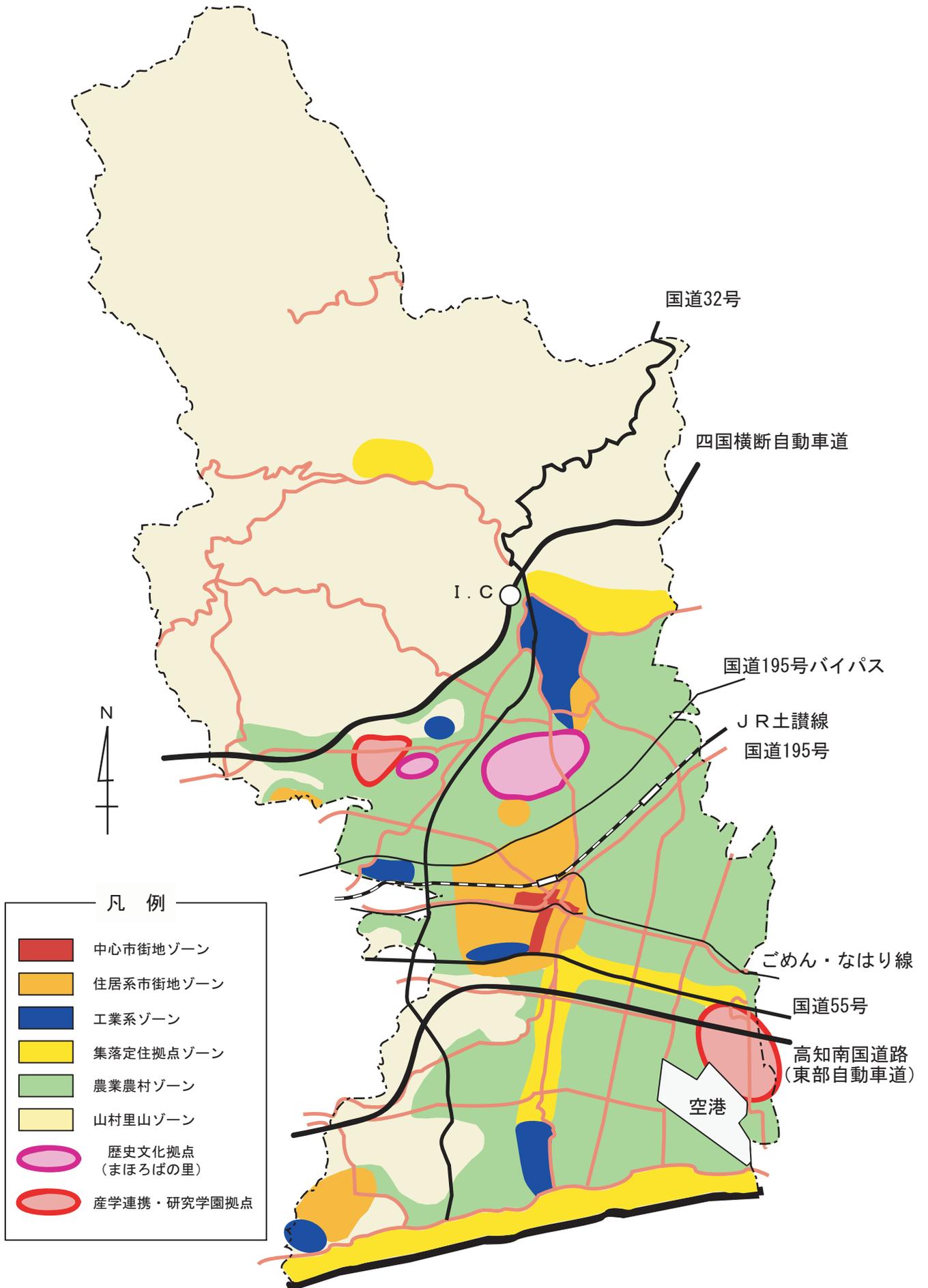
産学連携・研究学園拠点

広域からの玄関口となる高知龍馬空港周辺には、高知高専や高知大学農学部、同海洋コア総合研究センターなどの先端的な学術・研究機関が立地しており、高知南国道路（東部自動車道）等の道路整備も進んでいますが、一方で田村遺跡や緑の広場、物部川の親水エリアが広がるなど、多様な可能性を秘めた地域として、一帯を「産学連携拠点」と位置づけ、産学連携の最先端の研究開発活動・企業活動拠点の整備や、研究者・学生・留学生等のための居住・交流エリアの整備等について検討していきます。

また、高知大学医学部周辺についても「研究学園拠点」と位置づけ、研究学園都市づくりについて検討していきます。

このため、これら地域一帯を整備が可能となるよう市街化区域への編入を関係機関に働きかけていきます。

土地利用構想図



第7章 構想推進のために

基本施策に揚げた施策・事業を効果的に実施・展開するために、行政運営、財政運営の方針を以下のとおり設定します。

(1) 行政運営の改革の推進

市民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう、横断的な行政対応や執行体制の弾力的運用を進めるとともに、地方分権・地域協働の促進に対応した組織・機構の見直しや戦略的アウトソーシングの展開による行政のスリム化など、行政改革の推進に大胆に取り組みます。また、めまぐるしく変化する社会情勢を把握し、新しい取り組みなどを参考にし、吸収していくために、職員の意識啓発を促す研修等を図り人材育成に努めます。さらに、庁内情報システムの拡充による電子自治体化の促進や行政相談・窓口業務態勢の充実等に努めるほか、行政手続きの透明化や個人情報保護対策の充実等をさらに進め、市民サービスの一層の向上を図ります。

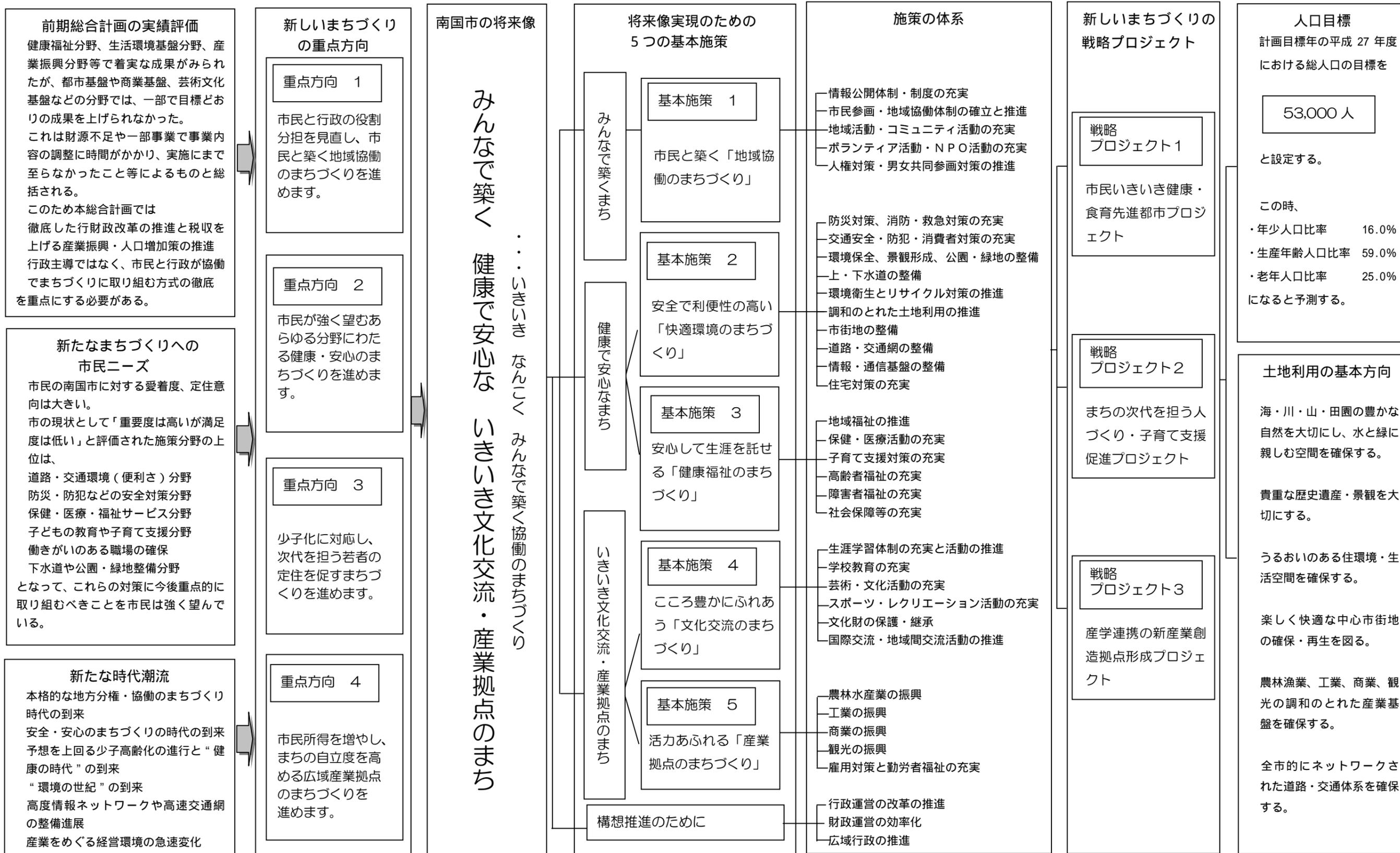
(2) 財政運営の効率化

財政面では引き続き厳しい局面が続くものとみられますが、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保、さらには行政サービス事業の民間委託・民間委譲化や適正有償化の推進等を図り、財政基盤の確立を図ります。また、本計画の実現に向けて、重点施策など事業効果や優先度を考慮した財政運営を図ります。

(3) 広域行政の推進

高度化、多様化する市民ニーズに対応するためには、市単独だけでなく、高知中央広域市町村圏事務組合をはじめ、一部事務組合など各広域団体との連携が一層必要となってきました。そのため、周辺各市町村との相互協力をより積極的に推進するとともに、国、県などと綿密な連携を保ちながら市民の意志を尊重し、市町村合併などの視点も加味して幅広い広域行政を推進していきます。

第3次南国市総合計画基本構想の全体構成



基本計画

第1章 市民と築く「地域協働のまちづくり」

1. 情報公開体制・制度の充実

現状と課題

地域協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が共通認識をもてるよう、行政情報の公開・提供を積極的に行いながら、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

本市では、これまで市議会、各種審議会・委員会などで市民の参画を促進するとともに、広報紙やホームページなどによる広報活動の充実、市長と語る会やアイデアポストなどによる広聴活動の充実を図ってきました。

南国市が進めてきたこれまでのまちづくりの実践を踏まえ、今後一層あらゆる分野で市民と行政とが一体となったまちづくりが活発に行われるよう、広報・広聴活動の充実や情報公開の推進をはじめ、市民や民間が積極的に参画・協働することができる環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 広報活動の充実

広報紙等の各種定期発行情報紙の紙面の充実に努めます。

各分野にわたるまちづくりの具体的内容を市民及び市外に広報・PRするため、「市勢要覧」を発行します。

ホームページを充実させ、幅広い行政情報の提供と情報伝達の迅速化を図ります。また、携帯電話の機能を活用した情報配信等についても検討していきます。

(2) 広聴活動の充実

「市長と語る会」や「アイデアポスト」等による広聴活動の充実に図り、幅広い立場の市民がまちづくりに参加できる体制づくりを推進します。

パソコンや携帯電話のメール機能など双方向性のある新しいメディアを活用した広聴体制の整備充実に図ります。

(3) 情報公開の推進

公正で開かれた市政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めつつ、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定プロセスを含めた情報公開を推進します。

2. 市民参画・地域協働体制の確立と推進

現状と課題

明るく住みよい地域社会は住民の自発性、主体性のもと、地域住民自らの手で築かれるものです。本市では「市民自治によるまちづくり」を最終目標にして、その実現のために「協働」という手法を用い、その手段として市民参画、情報の共有化、また、さまざまな市民活動への支援等を行います。

そのためには、まず協働への理解を深めることが必要で、協働に対する啓発、意識づくりを行うとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深めるために、市民と情報を共有できる体制を整備していく必要があります。また、市民に深くかかわる行政施策等について、施策の立案から実行のそれぞれの段階で、市政運営のパートナーとして市民、コミュニティ組織等に自発的、積極的な行政各分野へ市民参画を求めるとともに、市民意見や要望を市政に反映するための制度を構築する必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 審議会等委員の公募

付属機関等の透明性を高めるとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解を深めるために、付属機関等の委員の公募の推進を図ります。

(2) 協働推進に関する指針の策定

市民活動団体、ボランティア、NPO等と行政とが自立して対等な協働関係が築けるよう、協働推進に関する総合的な指針を策定します。

(3) 協働推進に関する市民と行政の協議機関等の設立

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、これまで実施してきた「あったか南国市」づくりについて市長と語る会等を拡充し、市民と行政が定期的に協議する組織を確立するなど、総合的な指針に基づき地域協働の制度の確立を図ります。

(4) まちづくりに関する学習機会の提供

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習活動等を通じて行財政やまちづくりの仕組みなどに関する学習機会の提供を図り、市民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進します。

(5) 多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進

行政計画策定等への参画・協働として計画策定審議委員等の一般公募、ワークショップによる地区計画の策定、パブリックコメントの導入などを進め、各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、行政評価等への住民参画・協働を促進します。

文化行事やイベントの企画・運営等への市民の参画・協働を促進するとともに、民間への事務事業の委託並びにPFIや指定管理者制度の導入など公共施設の整備・管理等への市民及び民間の参画・協働を促進します。

3. 地域活動・コミュニティ活動の充実

現状と課題

本市では平成14年の高知国体で市内17カ所で国体協力会が組織され、その活動と交流をそのまま引き継ぐ形で地域活性化自治活動団体が発足しました。市もその組織化と財政の支援を行うとともに、連携・協働関係を築くために、平成15年3月に「地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例」を制定し、地域活動と地域交流を促進するとともに、地域の課題解決能力や魅力の向上のために、住民が主体的に活動することができる環境づくりを進めることとしました。初年度である平成15年度は17地区のうち13地区で事業がスタートし、翌16年度から全ての地区で事業を行っています。

課題としては、地域活動団体と行政との協働のまちづくりを進めていくうえにおいて、まず、市民が担う領域、共に協働する領域、行政が担う領域を明らかにしていくことが必要です。また、地域活動団体と行政とが自立して独自性を発揮し、対等な協働関係を築けるようにするため、現在行っている地域活性化自治活動団体への財政支援の効果的な配分など、社会環境の整備が必要です。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 地域活動・コミュニティ活動を支援するための情報の積極的な提供

協働の推進に関する相談・情報提供機能を充実し、地域活動団体と行政との協働事業の円滑な推進を図ります。

(2) 活動の側面支援の充実

多様な地域活動を有機的に組織化できるよう、ITを活用した情報のやりとりやネットワークづくりを支援するとともに各地区での多様な交流や活動の核となる場の確保とその機能の充実を進めます。

(3) 地域活性化自治活動団体への活動支援と連携促進

地域活性化自治活動団体への財政支援と活動連携の促進を図ります。

(4) 住民の主体的な参画による地域単位のまちづくり推進

地域活動団体について、その団体の自主性を尊重しながら、行政の支援のあり方を検討し、段階的に自立化を促進します。

退職後の団塊の世代の地域社会における積極的な地域活動への参画を図ります。

(5) コミュニティリーダーの育成

人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

4. ボランティア活動・NPO活動の充実

現状と課題

近年、行政だけでは対応しきれない課題が増加していることから、福祉分野やまちおこしイベントへのボランティア活動にとどまらず防災や環境、生涯学習等の多様な分野でのボランティア活動・NPO活動が重用視されてきています。

このように、ボランティア活動、NPO活動は社会サービスの新たな担い手として、市民生活上の課題を解決する上で重要な役割を果たすことが期待されていますが、行政とボランティア・NPO双方について協働への理解がまだ十分に深まっておらず、今後、双方について意識改革のための啓発や意識づくりが必要です。

行政としては、現在の制度やシステムを協働に適応したものに改善していくとともに、協働事業の検討や、補助金の見直しなどについて、総合的かつ効果的に推進することが求められています。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 協働事業の進め方に関する指針等の策定

ボランティア、NPO市民活動と行政との協働のあり方や業務委託などの協働事業の進め方を検討します。

(2) 全市的なボランティア・NPOネットワークの形成

社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携を図って、全市的なボランティア・NPOセンター機能の確立に努めます。

福祉分野のみならず生涯学習・スポーツ・交流・防災・環境等の幅広い分野の団体等とのネットワークを組み、多様な分野でボランティア・NPO活動の推進をめざします。

(3) ボランティア・NPOの育成と活動の普及

ボランティアやNPOに関する各種研修会の開催や情報の提供、さらには支援制度の確立などを進めてボランティア・NPOの育成と活動の普及に努めます。さまざまな分野のボランティア活動成果の発表の場として、ボランティアフォーラム等を開催していきます。

5. 人権対策・男女共同参画対策の推進

現状と課題

本市ではこれまでに平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、スマイリーハート人権講座や人権カレンダーの作成、人権パネル展などを実施し、社会啓発を推進してきました。同時に、学校教育等を通して、一人ひとりを大切にする児童生徒の育成に取り組んでいるところです。人権教育は生涯学習の視点に立って、学校教育・社会教育及び家庭教育相互の連携を図りながら、長期的展望に立って取り組みを進めていかなければなりません。

一方、近年における女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性の職場や地域活動など社会のあらゆる分野への参加が一層活発化しており、市民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の役割が重要視されています。

本市では、これまでに「なんこく男女共生かがやきプラン」を策定し、これに基づき学習会の実施や情報誌「ハーモニー」の発行などを実施していますが、今後とも女性の社会参画の増大に対応する社会的条件整備や環境整備が必要となっています。

このような背景を踏まえ、今後、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識のための教育・啓発の実施

人権尊重の社会づくりをめざし、多世代交流による体験学習等の効果的な教育・啓発を実施します。

子ども達が健やかにたくましく育まれる環境づくりを家庭・地域において推進していくとともに、学校においても体罰やいじめ問題をはじめとする児童・生徒の人権を否定する行為を根絶し、人権尊重の精神の高揚を図る取り組みを推進していきます。

人権週間や部落差別をなくす旬間など、時期を捉えて人権パネル展の開催など広報や啓発活動の推進に努めます。

人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(2) 男女共同参画社会づくりの推進

「なんこく男女共生かがやきプラン」の効果的な推進を行うため、情報誌「ハーモニー」の発行の充実を図るとともに、プラン推進懇話会を中心に学校や地域での出前講座等プラン推進活動に取り組みます。

各種審議会、委員会等の女性委員0の解消を実現するため、均等登用条例に基づき、すべての審議会、委員会等は女性委員も参加して組織するとともに、登用人材育成のため、女性自身の意識改革や女性団体等への積極的な働きかけを行います。

就業条件の向上や、子育て支援・在宅介護支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を、福祉・保健・産業など関係分野との協力のもとに促進します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）への対策、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為等、人権を侵害し、尊厳を冒すものなど、女性に対する差別や暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重されるような社会環境づくりを支援し、特にそのための広報・啓発活動を強化します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
審議会・委員会等の女性委員在籍率	%	80.7	100.0

第2章 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

1. 防災対策、消防・救急対策の充実

現状と課題

近年、全国的に地震や豪雨等による災害の発生が続いていることから、市民生活の安全を確保するため、大規模災害に備えた体制の見直しが緊急の課題となっています。

特に本市においては、大きな確率で発生することが予測されている南海地震などに対する防災対策が緊急課題となっているほか、暴風や豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象、大規模な火災や事故等の災害、武力攻撃等の緊急事態などに備えた、より充実した体制の確立が求められています。

消防については、常備消防のほか、非常備消防としての消防団や消防水利の整備等を図っていますが、時代に即した消防団の活性化対策の推進をはじめ、常備消防における広域化の検討や市民の防火・防災意識の高揚などが課題となっています。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 地域防災計画等の指針の策定

「災害に強いまち」を目指し、地域防災計画の策定にひきつづき、特に津波対策の方針の確立、県作成の浸水エリア図を踏まえた防災マップの作成、初動マニュアルの整備等を図り、市民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。

武力攻撃等の緊急事態に対応するため、国や県の方針を踏まえて本市としての国民保護計画を策定し、これに基づく施策を計画的に推進します。

(2) 防災体制の整備充実

県の総合防災情報システム等の活用を図るとともに、市独自の防災行政無線設備等の整備を検討し、市民への迅速な防災情報伝達システムの確立を図ります。

津波などによる災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、

より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底、避難誘導標識の整備を図ります。

大規模災害に備え、備蓄倉庫などの防災施設の整備・充実を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄について検討します。

公共建物の耐震診断により、適切な改善・補強を行うとともに、民間の建築物についても安全対策の指導に努めます。

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、全地域での自主防災組織の結成を図るとともに、各組織の活動の活性化を促していきます。

災害発生に備えての対応、被害の拡大防止等のために、関係機関（防災関係機関、気象関係機関、警察、福祉・医療機関等）や県内外の自治体、民間企業等との連携の強化を図ります。

（3）治山・治水・津波・浸水対策の促進

関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。

（4）消防体制の整備充実

常備消防の広域化について検討します。

耐震性貯水槽について、震災時発生する火災に対する被害を最小限に止めるため市街地を中心に年1基の割合で整備していきます。

複雑多様化した消防需要に対応するため、消防通信にとって必要不可欠な消防緊急通信指令システムを導入し、市民の負託に応えていきます。

久枝消防屯所について、屯所機能の充実はもとより地域住民が多目的に利用できる安全、安心感を与えることのできる複合施設として整備します。

（5）救急・救命体制の整備充実

広域救急体制と連携を図り、火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応する救急・救命体制の確立に努めます。

救急救命士の不足解消を図るため、年1名を救命研修所に派遣し、救急救命士の増員を図っていきます。また、計画的に高規格救急車の充実に努めます。

救急隊到着前のAED使用も含めた応急手当の普及啓発活動の推進を図るため、実技講習会の開催や市内小中学校へのAEDの設置についても検討します。

老人世帯、ひとり暮らし老人世帯あるいは寝たきり老人、障害者など災害時要援護者の増加に対応し、関係機関団体等との連携を強化した緊急時の対応体制の充実に努めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
耐震性貯水槽整備	基	0	10
消防緊急通信指令システム導入	-	無	導入 (平成 19 年度)
救急救命士育成	人	11	15 (平成 22 年度)
高規格救急車導入	台	1	2

2. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

現状と課題

本市では、住民生活の自動車への依存度は極めて高く、日常生活圏の広域化、交流の活発化といった傾向が進むなか、今後とも、交通量の増大が見込まれることから、交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

また、社会・経済情勢の変化や都市化の進展等を背景に、全国的に犯罪が広域化、凶悪化、低年齢化するなかで、犯罪や暴力のない安全・安心な社会づくりが強く求められています。

さらに、社会・経済の成熟化、国際化、高度情報化など時代の変化のなかで、多種・多様な商品やサービスの出現、販売形態の複雑・多様化が進み、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪徳商法による被害が急増しており、消費者教育・啓発、迅速な情報提供等を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 交通安全教育の充実

幼稚園、保育所、小中学校、企業、老人クラブ会合等の場で交通安全教室、講習会等を開催するとともに、街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や交通安全思想の浸透・普及に努めます。

今後は高齢者ドライバーを対象とした交通安全指導の充実に取り組みます。

(2) 交通安全施設の整備充実

交通安全確保を図るため、市内全域の道路を対象に交通安全施設（防護柵、道路反射鏡等）の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。通学路については歩行者・自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努めるとともに、幹線道路については歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

点字ブロック、歩道段差解消など、障害者や高齢者等の交通弱者が活動しやすい道路環境整備を計画的に進めます。

(3) 防犯対策の推進

防犯協会と警察との一層の連携を図りながら、防犯活動の強化を図ります。

また、より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理と維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。

(4) 消費生活相談体制の充実

県消費者生活センター等との連携を強化するとともに、市としての消費生活相談窓口の充実を図って、多様化・複雑化する契約トラブルへの対応や相談機能の充実に努めます。

(5) 消費者教育・啓発の推進

関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室の開催等を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。

3. 環境保全、景観形成、公園・緑地の整備

現状と課題

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が一層深刻化しているほか、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による新たな環境問題が発生しており、人体への影響や生物の発育障害等が懸念されています。

一方、貴重な自然とともに、都市周辺地域の開発が進むなかで減少している身近な緑地や水辺環境については、自然とのふれあいへのニーズの高まりや多様な生物の生息・生育空間としての重要性から、その保全が課題となっています。

このため、市民一人ひとりがふるさと景観や自然環境の保全意識を深めていくとともに、環境に配慮した生活様式を積極的に取り入れるなど環境への負荷の少ない資源循環型社会へ転換を進めていく必要があります。

また、本市には現在、吾岡山文化の森をはじめ、農村公園や市街地内のポケットパークなどの公園、広場が整備されていますが、今後とも少子高齢化の一層の進行等による利用者の変化も踏まえて、利用者の要望に即した特色のある公園整備を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 環境保全活動等の充実

学校教育、生涯学習活動において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。

広く市民を対象とした環境フェアや体験学習会などの自然と親しむ機会を提供し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。

一般市民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、合わせて全市的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。

(2) 環境監視体制の強化と公害防止対策の推進

市内河川水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監

視体制の確立に努めます。

工場、事業所に対し、公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、公害防止協定及び環境保全協定を締結し、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。

(3) 資源循環型社会づくりの推進

各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用や節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。

環境にやさしい事業所づくりに取り組む企業やリサイクル推進に協力する小売店等の確保・組織化を図り、市民啓発活動と合わせて、地域ぐるみの環境対策を推進します。

地域資源の有効利用を図るため、海洋資源や風力、太陽光等の自然エネルギーの活用について検討します。

省エネルギーや省資源、二酸化炭素の排出抑制やフロン回収など地球環境保全に寄与する地域づくりについて今後検討していきます。

(4) 南国市らしいふるさと景観づくり、環境美化運動の促進

公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。

花いっぱい運動を積極的に支援して市内緑化の促進を図るとともに、歴史遺産や海・川・山の多様で豊かな自然環境を生かした市民による主体的な景観づくり運動、一斉清掃運動等の普及・拡大に努めます。

(5) 公園・広場の整備充実

吾岡山文化の森を市民のふれあい交流拠点と位置づけ、今後とも計画的に施設の改良整備を進めるとともに、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。

土地区画整理事業など都市計画事業にあわせて、市街地内に身近な街区公園を整備していきます。

物部川や海辺の適地を活用した親水公園や歴史遺産を活かした史跡公園などの特色ある公園・広場の整備を計画的に推進します。

その他の既存の公園・広場については、市民により一層利用されるよう市民ニーズに沿った改良整備を行うとともに、施設の管理運営について、地域団体等への委託等を計画的に推進するなど、維持管理体制の充実を図ります。

4. 上・下水道の整備

現状と課題

本市の水道は平成17年度末で上水道事業3、簡易水道事業4となっていて、給水人口は43,782人、年間有収給水量は5,547,047 m³、区域内の普及率は86.18%となっています。

平成8年度からの10年間では給水人口で25.2、有収推量で11.4、普及率で7.8ポイントそれぞれの増となっています。しかし、建設後30年を経過している施設が多く、岡豊配水池や石綿セメント管をはじめとする老朽施設の更新の時期が来ています。

また、今世紀前半にも起きると予想されている南海地震などの自然災害に対する備えも重要な問題となっています。さらに、給水計画区域内にありながら水道の普及していないいわゆる水道未普及地域の解消も課題となっています。

一方、本市の公共下水道事業整備は、昭和57年9月に事業着手し、平成4年4月から供用開始していますが、今後後免・駅前町や篠原地区等の早期整備及び明見地区の整備着手等が課題となっています。雨水関連では、新川雨水幹線を平成11年度より着手し、事業の推進を図っていますが、大篠雨水幹線他5幹線について、実施時期や認可の見直しが課題となっています。

公共下水道認可区域の水洗化率は、平成18年3月31日現在89.81%であり、整備区域内の普及率では45.49%、市の人口全体からみた普及率では26.87%となっています。快適な水環境の創出及び公共用水域の水質保全という公共下水道の設置目的を達成するためには、農業集落排水事業及び合併浄化槽の普及事業との一体的な取り組みの中で、一層の下水道への接続率向上を図る必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 水道施設整備の推進

水道は市民生活や社会・経済活動を支えるライフラインであり、現在及び将来にわたり、安全な水を安定して供給することを目的として計画的な施設整備を図ります。

震災等の災害に強い水道施設を構築します。

老朽施設の計画的更新と機能の向上を進めます。

水道未普及地域解消をめざします。

(2) 水道経営の健全化

有収率の向上を図るとともに、水道区域の拡大と水道システムの更新を実施して、管理費の削減を含む経営の健全化を図ります。

(3) 公共下水道事業の推進

道路管理者や水道布設計画との連携を強化し、交通や環境等に配慮しながら、未整備地区への早期整備を計画的・効率的に進めます。

公共下水道や農業集落排水事業が実施されていない地域においては、浄化槽設置整備事業により浄化槽人口を増加させ、市内における生活排水処理人口の底上げを図ります。

(4) 下水道事業に対する啓発活動と接続率の向上

環境保全の効果を上げるため、公共下水道及び農業集落配水事業の整備済区域の未接続者への個別の働きかけを行い接続率の向上を図ります。また、下水道の整備による効果を住民が実感できるよう広報、ホームページ等を活用して積極的にPRすることで、下水道の普及促進を図ります。

下水道は、水環境の保全だけでなく、循環型社会を実現や地球温暖化を防止する役割も果たしています。このことについての理解を次代を担う子どもたちに深めてもらうため、学校教育の一環として市の処理場への視察を働きかける等の取り組みを行います。

成果指標

上水道の整備

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
有収率	%	80.02	85.0 (平成 21 年度)
石綿セメント管の布設替え(残存長)	km	11.2	0 (平成 22 年度)
普及率	%	86.18	90.0

下水道の整備

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
汚水関連施設普及率	%	45.49	55.0
雨水関連施設普及率	%	0.6	32.0
浄化槽整備人口普及率	%	26.8	33.0

5. 環境衛生とリサイクル対策の充実

現状と課題

本市の一般廃棄物収集運搬業務は、昭和48年に直営から業者委託に切り替わり、更に、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀、ビン類、紙類、ペットボトル、プラスチック容器包装類と、資源化を目的に分別収集項目を増やし広く市民にご協力を願っているところです。また、平成17年2月には京都議定書が発効し、可燃ごみの排出量を平成9年に対し、5%削減しなければなりません。これまでも資源化、分別化を推進し可燃ごみの減量を図っていますが、多様化する市民ニーズの前には十分対応しきれていないのが現状です。平成17年度には、家庭用可燃ごみの処分手数料（ごみ袋代金）の値上げを行い、逼迫する本市財政に市民負担をお願いしたのも、一つには可燃ごみの減量、資源化へのシフトを促進するためでもあります。収集、処分ばかりでなく、これからもごみ減量の根幹を占めるリデュース（3R事業のうち「排出抑制」）に重点を置いた事業推進が必要です。

平成13年4月、廃棄物処理法が改正され野焼き行為には特別な場合を除き、罰則がかかることになり、更に、基準を満たさない焼却炉での焼却は違法となりました。さらに、循環型社会形成に向けてのリサイクル推進により、家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機）家庭用パソコン、自動車と種々のリサイクル法が施行され、リサイクル料金負担がぐっと消費者にかかってきています。これらにより、野焼き対策、海岸への漂着ごみの処理対策、不法投棄対策等が大きな課題となっており、パトロール体制の充実など対応策が急務となっています。

し尿処理については、施設の老朽化、処理能力の限界等に直面しており、汚泥再生処理施設の整備とあわせて早急な対応が必要となっています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）ごみ処理施設の整備

ごみの排出量の増大やダイオキシン排出基準等に対応した適正処理が進められるよう、香南清掃組合の広域事業に今後とも参加、協力していきます。

(2) ごみの分別収集の徹底と資源化の一層の推進

ごみの分別について今後とも市民への周知と啓発に努めるとともに、紙容器包装類の分別収集の実施、事業所系紙ごみの資源化励行を促し、資源化の一層の推進を図ります。

資源化袋の有料化を進め、資源化排出者が報われるシステムの構築に努めます。

(3) ごみ排出抑制の推進

今後とも、レジ袋有料化・マイバック持参の励行、生ごみ処理器購入補助金の周知徹底等を図って、ごみの排出抑制に努めます。

(4) 野焼き対策等の推進

広報による周知により、野焼き禁止の啓発を図ります。

事業所等のドラム缶での焼却はもとより、基準を満たさない焼却炉での焼却禁止の啓発を図ります。

河川敷、海岸等の公共用地での、漂着物の焼却を特例とすることについて周知徹底を図ります。

(5) ごみ等の不法投棄対策の推進

マナー向上と不法投棄禁止の広報の充実を図るとともに、罰金の大きさを明示して、正規処理を促します。

市独自では限界があるため、中央東福祉保健所、管内自治体、南国署等で組織する廃棄物連絡協議会とも連携を図り、監視パトロール等で不法投棄を事前に防止するよう努めます。

(6) し尿処理施設の整備

現在、市環境センターでし尿乾燥汚泥を焼却処分していますが、汚泥の再生資源化へ向けての施設の更新について、広域的対応の視点も加味して検討します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
可燃ごみ排出量	t	12,069	10,585 (平成 22 年)
汚泥の再生資源化率	%	9.1	100

6. 調和のとれた土地利用の推進

現状と課題

本市では、これまで陸海空の交通の要衝に位置する広域交流、広域産業拠点のまちとしての位置づけを確保しながら、豊かな自然環境との調和を図りつつ、農林漁業をはじめ、工業、商業、観光、医療・福祉、教育、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション等の振興を図る土地利用を推進してきました。

また、本市では無秩序な開発等の防止を図るため、都市計画区域や農業振興地域等を設定するとともに、関連法規等に基づき適切な指導、規制、監視に努めてきました。

今後、全国的な人口減少時代が進むと予測される中、本市においては、恵まれた交通立地条件を背景に、人口増加が進むと見通されており、都市的活用区域の拡大等も視野に入れつつ、基本構想に掲げた「土地利用の基本方向」を踏まえて長期的かつ総合的な土地利用に取り組む必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 国土のグランドデザインの見直し策定

本市の土地利用を総合的、計画的に進めるため、土地利用の現状と今後の動向や本計画基本構想「土地利用の基本方向」を踏まえ、市国土利用計画や都市計画マスタープラン等の見直し策定を図ります。

都市計画や農業振興地域整備計画等についても、今後の人口動向や産業動向等を踏まえ、市街化区域の拡大を図る方向で定期的に見直しを進めます。

(2) 地域の発展に寄与する計画的な土地利用の推進

海、川、山等の豊かな自然環境については、自然環境保全指定地域の拡大等による適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。

市街地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めながら有効利用を促進し、市内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図るとともに、良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。

また、市街化区域の拡大を関係機関に働きかけながら、空港周辺及び高知医科大学周辺の適地に産学連携拠点や研究学園都市の整備創出を図ることや、既成市街地周辺整備による住居系の新市街地の形成確保を図るなど、魅力的な新たなゾーン整備を推進します。

農業・農村地域については、積極的に保全を図るとともに、今後も継続的に農業振興基盤の整備や生活環境の整備を総合的に推進します。

山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地に農林漁業施業基盤の整備や自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に推進します。

(3) 土地取引の適正化の推進

国土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による指導の徹底や土地規制の条例整備等を視野に入れ、適正な指導・規制・監視に努めます。

7. 市街地の整備

現状と課題

中心市街地は、本来、地域住民に対して各種の都市的なサービスを提供する場であると同時に、住民が集い、交流する場として機能することも求められています。加えて、近年ではゆとりとうるおいある緑地空間や遊空間等の創出、環境・景観との共生、バリアフリー化、防災機能の向上も強く求められています。

本市の中心市街地では、都市計画道路や土地区画整理事業等の遅れから、市街地内部の交通混雑、防災上の問題、生活環境の悪化、商業活動の停滞などを招いています。

街を活性化し、若者の定住を促すためには、市街地内の都市計画道路整備や面的整備等を進め、美しい街並みづくりやにぎわいとときめきのある中心商業核づくり、災害に強いまちづくり等を図って、広域拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成に努める必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 広域拠点にふさわしい中心市街地の整備

中心市街地については、広域拠点にふさわしい市街地形成をめざした都市計画街路の整備や地区計画策定による民活方式の事業実施等を推進し、商業機能の集積誘導、広域的な公共・公益施設の立地誘導等に努め、にぎわいのある人の集まる市街地環境の再生をめざします。

その際、災害に強いまちづくりや景観形成、さらには高齢者・障害者に配慮したまちづくり等に留意するものとします。

(2) 都市計画道路事業の推進

都市計画道路高知南国線及び都市計画道路南国駅前線を重点に今後とも計画的に工事を進め、全線にわたる整備完了をめざします。

今後は、広域的な視点に立って市街地道路体系を見直し、新しい都市計画道路体系を確立して整備を続けていきます。

(3) 土地区画整理事業等の推進

今後、市街地周辺地区を主対象として地域住民との協議体制の確立を図って、良好な居住環境の形成を図る土地区画整理事業等の実施について検討を進めます。

(4) 新たな市街地整備の検討

空港周辺や高知大学医学部周辺については、大学等の立地を生かした新市街地形成の需要が大きく、また、市勢発展の新しい核づくりの視点からも整備の必要性が大きく、今後、関係機関と協議を進めながら実施について検討していきます。

8. 道路・交通網の整備

現状と課題

本市の道路網は、平成17年12月現在、四国横断自動車道南国ICから市域の中央を南北に縦貫する国道32号、それに接続して東西に国道55号を中心に、県道16号線(主要地方道6路線、一般県道10路線)、市道973路線によって構成されており、国道32号、55号及び主要地方道県道南国インター線他5路線が主要な幹線道路となっています。

本市ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域交流基盤の強化のため、整備が進められている四国横断自動車道へのアクセスの一層の向上、また、東部自動車道(国道55号高知南国道路)の早期完成、中心市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備が課題となっているほか、環境・景観に配慮したうるおいある道づくりが課題となっています。

さらに、本市における公共交通機関として、JR土讃線やごめん・なはり線に加え、路面電車(土佐電鉄)やバス路線等の運行の充実についても検討していく必要があります。また、空港拡張本体工事は平成16年2月に完成しましたが、現在県により、空港隣接地に都市計画公園として整備が進められており、早期完成が待たれます。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 総合的な道路整備計画の策定

四国横断自動車道、東部自動車道をはじめとする高速交通網の整備進展への対応をはじめ、東西軸の強化、安全性・利便性の向上に向け、総合的な道路整備計画の策定を図ります。

(2) 高速道路の整備促進

広域交流基盤の強化を図るため、関係自治体との連携のもと、東部自動車道の早期完成と関連するアクセス道路の整備を関係機関に働きかけていきます。

(3) 国・県道の整備促進

国道195号のバイパス(通称:あけぼの街道)や県道南国インター線の改良整備など、国・県道の整備を積極的に要請していきます。

(4) 市道の整備

国・県道との連携や機能分担、集落間の連携強化、安全性の向上等に配慮しながら、市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(5) 安全でうるおいのある道づくりの推進

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全でうるおいのある道づくりを進めます。

(6) 公共交通の利便性の向上

JR土讃線やごめん・なはり線、路面電車やバス路線等の公共交通については、運行の充実等について関係機関に働きかけていきます。

成果指標

指標の名称	単位	平成17年度 (実績)	平成27年度 (目標)
市道改良率	%	43.0	45.0
市道バリアフリー化延長	km	0.6	1.3

9. 情報・通信基盤の整備

現状と課題

携帯電話やパソコン、インターネットが爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が形成され、さらに拡大を続けています。自治体においても、インターネットを通じて各種サービスを提供する「電子自治体」の構築が進んでいます。

本市では、これまで市内LANの整備や総合行政ネットワークの構築をはじめとする行政内部の情報化、ホームページの作成と活用、学校教育や生涯学習活動における情報教育の推進等に努めてきました。

今後は、これらの成果を活かしながら、地域データベースの構築等を図るとともに、これらを活用した多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

一方で、情報セキュリティ対策の充実や、情報化に対応できる人材の育成等にも取り組んでいく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 情報通信基盤の整備

地域イントラネットの整備などにより、市内における高度情報通信基盤の整備を進めるほか、地域データベースの構築を図ります。

また、高速通信網の整備促進及び携帯電話の不通話領域の解消、テレビ難視聴領域の解消に向け関係機関に要請します。

(2) 情報化の推進

事務の効率化と市民サービスの向上に向け、財務会計や人事給与に関するシステムなどの充実強化や各種申請・届出等のオンライン化、電子決裁の導入など、行政内部の情報化を推進します。

(3) 多様な情報サービスの提供

全市的な情報化の視点に立ち、市民がわかりやすいインターネットによる情報ネットワークを構築し、行政情報の提供をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、さらには産業分野、防災・消防分野など、多様な情報サービスの提供に努めます。

(4) 情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策を推進します。

(5) 高度情報化に対応した人材の育成

市民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。

10. 住宅対策の充実

現状と課題

本市の公営住宅は、市営住宅 191 戸、改良住宅 658 戸、計 849 戸です。これらの住宅家賃を平成 19 年度から応能応益家賃に移行するとともに、募集についても一般公募するように準備を進めています。今後の課題として、民間への管理委託について、検討していく必要があります。

子育て世帯支援のため、働き盛りの人々の定住と人口の増加促進のため、住宅の提供を積極的に進める必要があります。住宅建替においては、小家族向け住宅も検討していきます。

住宅管理の適正化のために、不使用者、不正入居者、死亡による未返還、家賃滞納者に対して、住民明渡請求等の訴訟等の法的措置を視野に入れた対応をしています。また、住宅新築資金貸付等の償還期間が満了した者に対して、債権回収のための抵当権の行使や、連帯保証人に対して法的措置を検討していく必要があります。

近い将来起こるであろうといわれている南海地震対策について、木造住宅の耐震診断や耐震改修の促進、さらには、自主防災組織の育成等を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 公営住宅の応能応益家賃の適用と一般公募の導入

地域改善向住宅を、平成 19 年度から公営住宅法による住宅に移行します。これにより、応能応益家賃を適用し、募集は一般公募となります。また、子育て支援住宅の確保にも配慮します。

指定管理者制度による公営住宅の管理委託について検討していきます。

(2) 不正入居等と滞納家賃対策・債権回収対策の強化

不正入居者等や悪質滞納者に対しては、訴訟を視野に入れた法的措置をとります。

債権回収のため連帯保証人に対して法的措置をとります。

(3) 木造耐震診断・耐震改修、アドバイザー派遣事業等の推進

地域住宅交付金制度を活用し、木造住宅の耐震診断・改修を行います。耐震診断については毎年度 100 戸を、耐震改修については毎年度 10 戸を実施します。また、アドバイザー派遣事業により自主防災組織を育てます。毎年度 3 地区の自主防災組織の育成を図ります。

(4) 地域に根ざした住まいづくりの推進

南国市住宅マスタープランに基づき、良質な住宅ストックの形成を今後とも計画的に進めるとともに、住まい住環境整備指針の普及等に努めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
子育て支援住宅の確保戸数	戸	0	16 (平成 20 年度)
住宅家賃収納率向上	%	市営 58.3 改良 56.4	市営 60.3 改良 58.4
木造住宅耐震診断	戸	100	
木造住宅耐震改修	戸	3	

第3章 安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」

1. 地域福祉の推進

現状と課題

近年、全国的にかつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容しつつあります。本市においても、地域差はあるにしても例外ではありません。また、近年の財政危機により従来の手法である行政から地域住民への給付的な施策を新たに講じることは困難な状況にあります。

こうした社会状況の中で、障害、高齢などを問わず、誰もが個人の尊厳を重視され、安心して充実した生活を地域で送るための施策が求められています。

今後、高齢者や障害者を含め全ての市民が地域の中で支え合いながら共に生きる地域風土を醸成するとともに、社会福祉協議会等福祉団体と家庭、地域、行政など地域ぐるみの連携を深めながら、コミュニティーケアやボランティア活動・NPO活動の充実など、安心と生きがいをもって生活できる地域福祉体制をつくり上げていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化

保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、農協、商工会議所等の産業団体やその他の各種団体等、幅広い関係団体と連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。

福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化等を図ります。

(2) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保

地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充等に対し、積極的に支援していきます。

各種福祉団体への支援及び指導や福祉のNPO設立支援等に努めるとともに、各団体・NPOの連携を進めて、活動の広がりを促します。

また、事業者間のネットワーク体制の整備と参入促進を図り、第三者機関によるサービス評価システムの構築等により、民間事業者も含めたサービスの質の確保に努めます。

(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実

幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動の中で福祉教育等の充実を図ります。

保健福祉に関する広報と啓発活動の拡充を図ります。

(4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充

介護教室等の充実支援を図り、男性も受講しやすい環境を整えるなど福祉人材の育成確保に努めます。

ボランティアセンター機能の充実を図って、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上を図ります。

(5) 高齢者・障害者などに配慮した公共施設等の改良・整備の推進

高齢者や障害者などが支障なく過ごせる生活環境の整備を進めるため、公共施設をはじめ、道路・歩道等のバリアフリー（障害除去）化への改善・整備に努めます。

2. 保健・医療活動の充実

現状と課題

人生 80 年の時代を迎える一方で、生活様式の変化や食生活の多様化は健康を阻害する要因を含んでいることも見逃せません。これらの変化は、生活習慣病の増加として示されるような疾病構造の変化に結びついています。近代の 3 大死因は、生活習慣病といわれる脳血管疾患、がん、心疾患であり、生活習慣病予防は保健活動の大きな課題となっています。また、平成 12 年度からスタートした介護保険制度や平成 20 年度に予定されている国の医療制度改革に合わせ、要介護高齢者や疾病者の出現をできるだけ予防し、健康寿命をどれだけ延ばすことができるかが大きな課題となっています。

このため、本市では全地区に健康文化都市づくり推進委員会を組織するなど、「自分の健康は自分で守る」を基本理念に据え、ライフステージや健康レベルに応じた事業を順次拡充を図りながら実施しています。また、「食育」に積極的に取り組むなど、本市は特色ある健康づくり事業を多様に進めていますが、今後とも一層総合的に健康づくりを展開していく必要があります。

また、疾病や介護予防を積極的に実施することにより、市民の健康寿命を延ばすとともに、介護や医療保険制度等の効率的、安定的な運営を図るため「南国市介護・医療制度等対策本部」の活動を積極的に推進していく必要があります。

さらに、地域医療の面でも、これまで高知大学医学部や市内医療機関の協力を得て医療体制の充実を図っていますが、今後とも保健・医療・福祉の連携を進める中核として医療体制の充実に一層努めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 市民主体の健康づくり体制の確立

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、家族や地域の輪を広げていくため、適切な情報発信を行い、市民の健康づくりに対する意識の醸成を図ります。

さらに、健康文化都市づくり推進委員、食生活改善推進員、などそれぞれの地区組織を中核に市民の主体的な参加・参画を促し、市民主導の事業推進になるよう努めます。

(2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進

「南国市健康増進計画」に基づき、市民一人ひとりが生涯現役で豊かな人生を送るために、健康のプラス要因となる元気づくり対策と、病気などのマイナス要因を減らす疾病予防対策の2つを中心に、各種健診や保健指導、健康教育、機能訓練、栄養指導、歯科保健等の事業を推進します。

また、これらの施策の実施にあたっては、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの要素を十分引き出すことができる個別指導の充実に努めます。

さらに、保健、医療、福祉、教育、産業等の各分野がその領域を越え、総合的に健康づくり事業を展開できるよう共通理解と連携に努めます。

(3) 全市民的な食育活動の推進

これまで学校教育を中心に進めてきた食育活動について、今後は全市民的な活動として展開するため、推進方針・体制の確立を図って計画的に進めます。

(4) 母子保健事業等の推進

保健師や母子保健推進員等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導の充実、妊婦・乳幼児の健康診査の充実等、母子保健事業の推進を図ります。

乳幼児の基本的な生活習慣と健やかな心と体の育成を図るため、食教育の充実と安心して遊べる環境整備に努めるとともに、父親参加の育児教育の充実や自主育児グループの育成・支援を強化するなど、子育て家族が地域の中で自信を持って子育てできるよう支援していきます。

学童思春期の青少年の心と体の健全育成を図るため悩みを相談できる体制整備、たばこ、酒、薬物感染症などの正しい知識の普及に努めます。

(5) 予防事業等の推進

結核、感染症、食中毒等の予防事業の推進に努めるとともに、時宜に応じて防疫活動を実施します。また、予防接種や献血事業等の啓発活動を推進し、市民の積極的な参加を促します。

(6) 地域医療体制の整備充実

医師会、歯科医師会、高知大学医学部と保健福祉センターとが連携しながら、市民が受診しやすい検診体制づくりを進めるとともに、訪問医療や訪問看護など、在宅医療サービスの提供・充実に積極的に促進します。

さらに、夜間、休日、災害時等の救急医療体制の充実や高度医療体制の充実に努めます。

平成20年度に予定されている国の抜本的な医療制度改革に速やかに対応できるよう万全な対策を図るよう努めます。

3. 子育て支援対策の充実

現状と課題

子どもを育てることは、一義的にはそれぞれの家庭の役割ではありますが、少子化や高齢化の進行、さらには人口減少時代の到来といった今日の状況から、子育ては社会全体への貢献でもあるということを認識し、「子どもが健やかに育つための環境づくり」という観点から児童福祉の推進を図ることが必要になっています。

特に、家族形態や就労形態の多様化など社会情勢の変化に伴い、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育など保育需要の多様化がみられ、利用者ニーズにあった保育所、児童館、子育て支援センター等の運営や地域全体で子育て家族を支援するネットワークづくりの推進等により、心豊かな子どもたちを育てるまちづくりを進めていくことが必要です。

一方、離別や死別などによる母子(父子)家庭は、近年増加する傾向を示しています。こうした家族は、家庭的に不安定な状況におかれているケースが多く、今後とも精神面、経済面から適切な指導と援助に努めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 保育サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに即し、通常の保育サービスはもとより、一時保育、0歳児保育、延長保育や休日保育、病児・病後児保育や障害児保育等の特別保育の拡充を計画的に進めるとともに、今後一層の保育機能の強化や児童数の変動への対応等を総合的に勘案しながら、保育所・子育て支援センターの充実に努めるとともに、運営の民営化についても検討していきます。

(2) 子育て支援サービスの充実

ファミリーサポートセンターを設立し、子育て経験を有する一般市民等に広く呼びかけ、一時預り等を行う地域ぐるみの子育て支援ネットワーク体制の確立を図ります。

乳幼児医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに関わる経済的負担の軽減に向けた支援施策の継続的实施及び充実に努めます。

(3) 児童の健全育成活動の推進

放課後児童健全育成事業を推進するとともに、児童館の活用等を図り、子どもの居場所づくりの充実に努めます。また、児童館運営の民営化について検討します。

子ども会や地域活動等への参加機会の拡充を図るなど、地域ぐるみの健全育成活動の充実に支援します。

民生委員・児童委員・保護司等の協力を得て、いじめ、幼児・児童虐待、少年の薬物乱用や性非行等、児童や家庭の問題を気軽に相談できる総合的な「相談支援体制」の強化を図ります。

(4) 教育環境の整備と「食育」の推進

次代の親となる中学生・高校生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、家庭や地域の教育力の向上に向けた各種講座等の開催の充実に努めるとともに、青少年を取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備を推進します。

正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成と家族の関係づくりに向け、学校等における「食育」を推進します。

(5) 仕事と家庭との両立の支援

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への啓発の推進等を通じ、仕事と家庭との両立を支援していきます。

(6) ひとり親家庭への支援

母子・父子家庭などひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるよう関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めるとともに、各種制度の周知と利用促進に努めます。

(7) 児童福祉施設の安全対策の推進

児童の通所等の安全・安心性を確保するため、不審者侵入対策等の徹底を図ります。

4. 高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢化率は、年々高まっており、高齢化の進行に比例して一人暮らしの高齢者や、高齢のみの世帯が年々増加し、介護認定者も大きく増加しています。

介護保険サービスでは施設介護（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等）と在宅介護（グループホームも含む）の2通りの選択肢があり、高齢者が自立した生活を送ることができなくなると介護保険等各種サービスが利用されていますが、その給付費は年々増加しています。今後は、高齢者が在宅で自立した生活がおくれるよう市全体で考える「地域ぐるみ」での、介護予防を含めた高齢化対策が重要な課題となっています。

一方、多くの高齢者は元気で自立した毎日を送っています。元気な高齢者が、「人生80年時代」にふさわしい活動を積極的に展開できる地域社会をつくることも大きな課題の一つです。高齢者と若い世代の人々が互いに交流し支えあい、共に社会に参画し、生きがいを感じることでできる場の提供等が必要となっています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）介護保険サービスの充実

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。

民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険サービスの充実を進めます。また、地域包括支援センターでは軽度の要介護者の介護予防マネジメントをはじめとするサービスの総合調整、相談体制の充実に努めます。

(2) 地域包括支援の推進

一人一人が住み慣れた地域で最後までその人らしく生きることができるよう介護保険サービスのほかに、下記の保健福祉サービスなどの支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みづくりを推進します。

保健福祉医療の専門職相互の連携、さらにボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域のさまざまな資源を整備・統合した包括的な支援を推進します。

- ・通院支援事業
- ・緊急通報システム
- ・配食サービス事業
- ・介護用品支給事業
- ・成年後見制度の啓発
- ・中山間高齢者等に対する移送サービス

(3) 高齢者福祉サービスのネットワーク体制の確立

高齢者が安心して暮らしていくために、生活困難な状況の高齢者及びその家族や地域の方々からの総合相談を受けたり、虐待にさらされる高齢者を発見し、適切な支援に結びつけるなどの高齢者の権利を擁護したり、また、各種のサービスや住民が連携したケアを提供できるための、高齢者福祉サービスのネットワーク体制を確立し、関係者の連絡調整を行う体制を整備します。

(4) 介護予防事業及び高齢者のいきがい対策の推進

高齢者が生活機能低下により要介護状態になることを防止する事業（普及啓発、各種体操、教室）を推進します。

老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用を広げ、高齢者の地域への参加を促進します。

住民との協働を通じて、地区集会施設等の身近なコミュニティ施設を活用した高齢者の居場所づくり、身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。

5. 障害者福祉の充実

現状と課題

本市の障害者施策についてはこれまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律に加え、平成14年4月からは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律のもと、障害者に対する措置を行ってきました。また、平成15年4月からは身体・知的障害におけるサービス提供が支援費制度に移行し、サービス、事業所の選択が可能になったことにより、行政と障害者、施設が対等な関係となり、これを充実させるため、必要な情報提供、利用の調整、支援費の支給等を行い、支援体制の整備に努めてきたところです。

しかし、支援費制度への移行は潜在的な需要を掘りおこし、急激なサービスの伸びをもたらしたものの制度の維持が困難となり、新たに抜本的改革となる障害者自立支援法が平成18年4月より施行されることとなりました。

障害者自立支援法の成立により平成18年度から、3障害の制度間格差を解消し、介護給付（居宅介護、短期入所等）、自律訓練（機能訓練、生活訓練等）、自立支援医療（旧更生医療）と地域生活支援事業（相談支援、移動支援、日常生活用具等）を障害者に給付する新しいサービス体系へ移行することとなります。

このため、今後、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）障害福祉計画の策定

本市の障害者施策を総合的、計画的に進めるため、本市の障害者施設及び施策の現状、市民ニーズの動向等をふまえ、新たな障害福祉計画の策定を図ります。

（2）啓発広報・ふれあい交流活動の推進

ノーマライゼーションの理念を啓発し、福祉ボランティアの養成を図るとともに福祉教育を推進します。

スポーツやレクリエーションを通して障害者や家族が、さらにはボランティアも含めて一般市民がふれあい交流し、お互いを理解する機会の拡充に努めます。

(3) 在宅サービスと自立生活への支援の充実

高齢者施策との連携や広域・民間施設等の活用のもと、障害者の自立を支援するホームヘルプサービス、デイサービスなど各種の在宅サービスや地域リハビリテーション事業の充実、障害者に対する経済的支援の推進等に努めます。

障害者の自立機会の拡充をめざして、公共職業安定所などの関係機関との連携強化等を図って市内公共的機関での障害者の雇用の促進を図るとともに、市内民間企業などに対して、より一層の雇用の拡大を要請していきます。

障害者が地域において自立して安全で安心して生活できるよう、住宅、公共施設、交通等のバリアフリー化に努めます。

(4) 障害児の保育・教育の充実

子どもが持つ能力を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立するための基礎・基本を身につけるため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した指導・訓練・教育ができるよう支援に努めます。

6. 社会保障等の充実

現状と課題

本市の国民健康保険は、景気低迷の影響でリストラが進み、健康保険組合等の被用者保険から国民健康保険に加入する被保険者の増加や、国保税の収納率の低下、高齢化による受診の増大、医療技術の高度化による医療費の増加等が目立ってきており、滞納への対策強化や医療費の適正化が課題になっています。

また、国民年金も、収納率の低下が懸念されており、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、社会保険事務所との協力・連携のもと、収納率の向上を図る必要があります。

生活保護については、被保護世帯の過半を高齢者世帯が占めているため、高齢者世帯に対する処遇の充実が引き続き重要な課題です。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 国民健康保険税の収納率の向上

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨手続きと遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や、悪質な滞納者への差し押さえなどの滞納処分の強化を図ります。

(2) 医療費の適正化

レセプト点検体制の充実のもと、レセプトの一括管理と医療費の分析による重複受診者などの訪問指導体制の整備を図るほか、健康づくりや健康指導などの一次予防を中心とした保健事業の実施を図ります。

(3) 国民年金保険料の納付督促

低所得者の被保険者に対する保険料の免除制度の周知を図るとともに、国民年金の資格取得時における保険料の納付督促・口座振替・前納の促進を図ります。

(4) 低所得者への支援

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

第4章 ころ豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」

1. 生涯学習体制の充実と活動の推進

現状と課題

近年の社会変化の速さや地球的規模で進む自然環境破壊の顕在化、少子・高齢社会の到来などを背景として、市民の学習ニーズは高度化、多様化しており、生涯学習体制の充実と活動の推進にあたっては、従来にも増して社会教育分野の領域を超えた総合的な施策の実施が必要になっています。

このため、全市的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、これを分野ごとに体系化して広く市民に情報提供する機能や、各分野の指導者の確保・登録・派遣システムの確立など、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制等の確立を図る必要があります。

主要な施策は次のとおりとなります。

主要な施策

(1) 生涯学習推進体制の整備充実

本市の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、生涯学習推進組織の整備充実や指針の策定など、生涯学習推進体制の整備を図ります。

また、地域住民主導の学習事業の強化を図るため、生涯学習推進員体制の確立について検討し、各地域の自主学習グループ、サークル等に対するきめ細かな支援に努めます。

民間指導者や生涯学習ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、人材バンク登録制度の確立について検討します。また、指導者体制の充実を図るため、近隣市町村との広域的な人材情報システムの構築について検討します。

(2) 生涯学習に関する情報管理・提供体制の充実

市広報紙やホームページに加え、今後さらに生涯学習専門情報紙の発行を検討するなど、生涯学習に関する情報提供と意識啓発活動の一層の充実を図ります。各生涯学習拠点施設のほか、市民の身近な施設としての学校や保健福祉関係の施設等も組み込んだ全市的な生涯学習関連施設の情報ネットワーク化と、最新の催し物情報や空き室情報などをインターネットを通じて市民に情報提供するシステムの確立等について検討し、利用者の利便性の向上や各施設の有効活用に努めます。

(3) 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進支援の強化

生涯学習活動の充実を図るため、地域住民の学習ニーズを定期的に把握し、ニーズに即してきめ細かく教室・講座の開催テーマや開催時間、開催方法等を全分野にわたって調整・改善する仕組みを確立するなど、市民ニーズに即した効果的な学習活動の展開に努めます。

生涯学習活動成果の発表の場の拡充を図るため、多様な生涯学習発表会・イベントの開催や地域生涯学習の活動成果の発表の場の拡充に努めます。

パソコンなど学校教育施設の社会教育活動への活用や学校教職員の協力等を得て進める学校開放講座の開設、さらには学校教育への市民講師の活用等を検討し、社会教育と学校教育の連携の拡充に努めます。

青少年教育の推進や健全育成活動の促進、家庭教育や子育て支援に関する教育事業を積極的に推進し、次代を担う子どもの育成や家庭、地域の教育力の向上に努めます。

各種団体・グループの指導者養成やNPO育成等への支援、世代間及び地域間交流機会の拡充等に努めます。

市民の学習ニーズの高度化・専門化に対応するため、市内に立地する高知大学、高知高専等と提携し、レベルの高い専門的講座等の開催、充実に努めます。

(4) 生涯学習推進のための諸施設の整備充実

図書館は個人学習の拠点として、多様な個人学習ニーズに対応できるよう、今後とも図書、資料の充実に努めるとともに、閲覧相談業務の充実、他市町村図書館との連携の充実等に努めます。また、お話し会の開催など、子どもの読書

習慣づくり、居場所づくりの充実に努めます。

中央公民館をはじめ既存の各施設については、IT時代に対応する情報通信設備や教育支援機器の整備充実、老朽施設・設備の改修等を計画的に推進します。各種生涯学習団体やNPO、生涯学習ボランティア等との連携・提携を強化して、利用者にとって利用しやすい管理運営体制の確立・充実に努めます。

2. 学校教育の充実

現状と課題

県内全域で推進されてきた「土佐の教育改革」は、18年度で終了年度を迎えますが、南国市では「教育県都」をめざすことを掲げ各年度の学校教育指標にもこのことを盛り込みながら学校が教育活動に取り組むよう指導と助言に努めてきました。「土佐の教育改革」の成果を生かしながら、南国市としての独自性や主体性を発揮する施策の展開が今後一層求められています。

また、地域に開かれた学校づくりとして、全市的には「南国市地域協議会」を、各学校ごとには「開かれた学校づくり推進委員会」を組織し、学校・家庭・地域社会に加えて子ども自身の代表者も参加して、子どもの視点に立った特色ある学校づくりに取り組んでいます。

特に本市の特色として、平成11年度以降、これまでの柱とされていた知育・徳育・体育に「食育」を重要な柱として加え、教育行政を推進してきました。南国市の食育は、各校の教育計画の中にも位置づけられ、展開が進められています。

学校給食では、棚田米や地元食材の導入、家庭用電気炊飯器による炊飯方式等、全国的に「南国方式」とし広く知られるようになってきました。「食べる」ことを共通語にしながら、学校と家庭・地域が相互に理解し合える関係を創造する一層の取り組みが求められています。

施設整備については、17年度で耐震診断や耐力調査が終了し、今後は耐震補強工事や屋内運動場の増改築等を順次実施し充実していく必要があります。

また、幼児教育の重要性がますます高まっている中、良好な教育環境を確保するとともに、保育所と幼稚園の連携や一元化等についても検討する必要があります。

このような背景・経緯を踏まえ、今後、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 教育県都としての教育の資質向上

大学の持つ専門的な教科等に関わる研究成果と豊富な人材を積極的に活用することにより、各校の授業改善等に生かし、特色ある学校教育活動の推進を図ります。

(2) 食教育の推進と充実

食育フォーラムの継続・充実とともに、これまでの食育の取り組みの成果の上にたち、健康増進、体力の向上、学力との相関関係など科学的な視点での検証を行い、食育の実践充実を進めます。

(3) 施設整備の充実

耐震診断に基づく校舎の耐震補強工事や耐震調査に基づく屋内運動場の増改築等を進め、学校施設整備の充実を図ります。

(4) 開かれた学校づくりの一層の推進

「南国市地域教育推進協議会」活動の推進や各校の「開かれた学校づくり推進委員会」活動の支援等により、地域の教育力の向上、学校経営に地域、保護者、児童生徒の参加充実等を進めます。

地域への学校施設の開放や学習機会の提供等の充実を図ります。

(5) 生きる力を育む創意ある教育課程の編成・実施・評価

基礎・基本の確実な定着と個性を伸ばす主体的学習及び体験的学習の展開を図ります。

教員補助員の配置等により教員の指導力の向上を図ります。

基礎体力の向上及び健康増進を図ります。

情報化社会に対応して、コンピュータに関する教育の充実を図り、インターネット等による情報活用能力の育成に努めます。

外国人講師の活用や児童・生徒の海外派遣事業などによって、国際化社会に対応しうる人材の育成に努めます。

教育課程の適切な評価と公表の実施を図ります。

(6) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進

各小中学校において、危機管理マニュアルの策定や学校安全委員会等の校内組織を設けるなど、安全に関する校内体制を整備するとともに、安全点検や防犯訓練の常時実施、校門等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用等に努めます。学校教職員に対する防犯研修や児童生徒に対する防犯教育等を、警察関係機関

の協力を得て実施し、防犯対策に努めます。

各学校ごとに、PTAや青少年団体、地域の自治会と学校が連携して、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る組織づくりを進め、通学路の安全点検を行うなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。

(7) 児童生徒の健全育成と特別支援教育体制の整備充実

小・中学校のスクールカウンセラーや相談員を拡充し、児童・生徒の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止めその問題解消に努めます。

家庭や地域の青少年相談機関等との連携を強化するとともに、相談事業等により、いじめ、児童虐待、問題行動等の防止及び早期発見に努めます。

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等に対する総合的支援体制の整備を図ります。

(8) 学校教育・幼児教育の充実

幼稚園・小学校の保護者を対象に家庭教育力の向上をめざした家庭教育学級や親子教室等の実施充実に努めます。

また、幼稚園と保育所、さらには小・中学校との連携強化や幼児教育内容の充実に努めます。

(9) 高等学校教育等の充実

教育環境の充実や、環境、福祉、情報等の分野を中心に教育内容の充実等を関係機関に働きかけていきます。

3. 芸術・文化活動の充実

現状と課題

今日、心の豊かさを質的により一層深めていこうとする傾向が強まり、人々の芸術文化に対する関心が高まっています。

また、芸術や文化はまちの個性や特色を生み出す重要な要素であり、まちづくりと密接に関わっています。したがって、文化的な環境が整備されなければ、地域は魅力的なものとなり得ず、定住性の強化や地域の活性化あるいは人材の確保といったことも難しくなってきました。

こうしたことから、今後とも市民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援に努める一方、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実等に努め、誇れる芸術文化風土の醸成に努めていく必要があります。

また、これらの活動展開のため、本格的な設備、備品、機器等を備えた拠点施設の整備が望まれています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 活動拠点施設の整備と全市的な芸術文化活動の推進

本格的な芸術文化活動拠点となり得る文化ホール機能を有する施設の整備について検討します。

市民参画型の芸術文化ワークショップ活動等を展開し、本市のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。

講演会や演劇公演、音楽会など優れた芸術文化に接する機会の拡充に努め、芸術文化に対する市民の関心と理解を深めていきます。また、市民文化祭などの創作活動成果の発表機会の拡充を支援し、本市の芸術文化風土の定着に努めます。

周辺市町村の文化施設等と提携した文化イベント・文化交流事業の開催等も検討し、広く市外に向け情報発信するよう努めます。

(2) 芸術文化団体の育成と指導者の確保

市文化協会をはじめ各種文化団体・サークルの自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・活動活性化を促進します。

芸術文化活動に関する市民ニーズの多様化、高度化、専門化に対応できる優れた指導者の養成・確保と、広域的連携を図って実現に努めます。

(3) 広報活動の強化

各種芸術文化団体等の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、市民の参加意識の高揚を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

近年の健康志向の高まりの中で、市民の間に体力づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まっています。また、スポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりや生きがいづくりに役立つだけでなく、活動を通じて市民相互のふれあい・連帯意識を高め、心豊かな人間性を培うものとしてその重要性を増してきています。

本市においては、これまでに体育館やスポーツパーク等の各種社会体育施設等を整備するとともに学校体育施設の開放等によって各種スポーツ教室や大会、レクリエーション活動等を開催しています。市内には多種多様なスポーツ・レクリエーションクラブやスポーツ少年団等が活動しており、生涯スポーツの気運も大きく盛り上がっています。スポーツ・レクリエーション環境の充実は、特に若者の定住化に大きく貢献し、魅力と活気あるまちづくりに欠かせません。

このため、ますます多様化・高度化する市民のスポーツ・レクリエーションニーズに応えるため、今後一層指導者の育成や市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の積極的な支援・拡充を図ることが課題となっています。

主要な施策は次のとおりとなります。

主要な施策

(1) 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進

健康づくり日常化運動の推進を図るため、市民運動マニュアルの作成配布や歩け歩け運動等の健康づくりプログラムの拡充を保健事業と連携を図って進めます。

生涯及び通年にわたってスポーツに取り組むことができるよう年齢やライフスタイルに応じたスポーツ教室、体力テスト、スポーツ大会等のスポーツプログラムの開発拡充を図ります。

全市的なスポーツ・レクリエーションイベントの充実や広域的な交流大会・イベントの開催及びこれらへの積極的な参加促進に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション団体・指導者の育成と奨励体制の確立

体育協会とスポーツ少年団の自主的運営の充実を支援するとともに、各種スポーツ・レクリエーション団体の統括による総合的地域スポーツクラブの設立について検討します。

体育指導委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図ります。

生涯スポーツ活動に熱心な市民等を表彰するスポーツ功労賞等褒賞制度の確立について検討します。

(3) 情報提供体制等の充実

スポーツ・レクリエーションに関する広報紙やインターネット等を利用した情報提供体制の充実を図ります。

地域、職場、団体等におけるスポーツ・レクリエーション活動の充実のため、指導・助言・相談体制の充実を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション施設の整備充実及び管理体制の拡充

既存のスポーツ・レクリエーション施設については、今後とも計画的に施設・設備・備品の充実に努めるとともに学校体育施設の開放を一層促進し、生涯スポーツ環境の充実に努めます。

主要なスポーツ施設の管理運営については、民間委託も含めて検討し、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。

5. 文化財の保護・継承

現状と課題

歴史的文化遺産は、先人たちのまちづくり、産業づくりへの精神を今に伝える貴重な財産であり、これを保護・保存し、後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務です。また、文化財保護の目的は、市民が文化財に触れることによって地域社会を理解し、文化的価値を認識し、地域の新たな文化向上に資することにあります。

本市には田村遺跡や岡豊城跡、紀貫之邸跡など数多くの遺跡をはじめ、土佐のオナガドリや八坂神社の三番叟などの伝統芸能などが、今に伝えられています。

本市には県立歴史民俗資料館が立地し、貴重な歴史遺産等の保存・研究等が進められていますが、一方で生活様式の変化等に伴い、失われていくものも多いことが課題となっています。

また、学校教育と生涯学習の連携の強化やふるさと文化の学習の場の整備等を進めて、郷土の文化や歴史を体系的に学習・伝承できる機会を増やすよう努めるとともに、さまざまな分野で文化遺産や歴史性・文化性を生かしたまちづくりを進めていくことも大切になっています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 文化遺産の保護・保存と活用の推進

埋蔵文化財や史跡等の調査の継続と指定の促進に努めるとともに、指定文化財については引き続き保護と保存調査の促進を図ります。

文化財については、紹介パンフレットの作成や遺跡柱設置等の紹介事業を計画的に進めます。

歴史景観や歴史的建造物については関係市民の理解と協力のもと、保全・保存に努めます。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

文化財保護団体等の育成と指導者の養成等を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実を図ります。

民俗芸能の保存・伝承のため、指導者・後継者の育成・確保に努めます。

県立歴史民俗資料館と連携した講演会・体験学習会等の開催に努めます。
伝承文化、民話等を学校教育の中でも活用し、拡充を図ります。
小中学校等の郷土学習に対応したネットワークシステム、資料の貸出し、講師派遣等の支援体制を強化します。

6. 国際交流・地域間交流活動の推進

現状と課題

21世紀に入って、産業経済活動や文化活動を通じた民間レベルでの多様な国際交流・地域間交流は一層の広がりが期待されています。

特に本市には外国人留学生や家族が多く生活しており、平成9年度から、外国人私費留学生に対する支援策として奨学支援金制度を設け、勉学に対する支援を行っています。また、平成14年11月設立された南国市国際交流協会が中心となり、市民との友好交流・親善活動を展開しています。

一方、地域間交流としては、本市は、昭和48年宮城県岩沼市と姉妹都市提携を結び、産業・文化等で交流を深めています。平成5年姉妹都市提携20周年を契機に南国市姉妹都市親善協会が発足し、現在、協会が主体となり市民レベルの交流を深めています。

今後、国際交や国内都市との地域間交流は、これまでの成果のうえに立ち、市民を中心とした市民主役の活動や交流を一層深めていくことが求められます。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 国際交流の推進

南国市国際交流協会が中心となって市民間での幅広い交流を促進し、市民と外国人の交流を深めることにより、市民の国際化への意識を高めていきます。

海外の地方自治体等の職員を協力交流研修員として受け入れ、その国の人づくりと地方行政の発展に寄与するとともに、市の国際化施策等に研修員の協力を得ることにより、地域の国際化を推進します。このような交流を深める中で外国との地域間交流を推進していきます。

経済的負担の大きい私費留学生に対して奨学支援金を支給し、勉学に対する支援を行います。

市民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動の推進について検討します。

外国人が生活しやすい地域環境の整備のために、外国語による生活情報の提供や外国人困り事相談会の窓口の充実等に努めます。

(2) 地域間交流の充実

南国市姉妹都市親善協会が主体となり、真の市民交流を実現するため、市民レベルの文化・スポーツ等の交流と相互訪問を促進し、友好親善の推進に努めます。

各種生涯学習グループ、文化活動グループ等の県内外都市への移動研修活動等の充実促進を支援します。

パソコンネットワークやインターネットの活用を図り、メディアによる他地域との交流を学校・地域団体が積極的に進められるよう支援します。

祭りやフェスティバルなどの大規模イベントや市出身者との交流大会などについては今後とも実施促進を支援します。

第5章 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

1. 農林水産業の振興

現状と課題

市は、平成17年9月に「食育のまちづくり」を宣言しましたが、これは温暖な気候と広い耕地を活かしさまざまな農産物の生産地である本市の特長を生かしたものであるといえます。しかし、農業を取り巻く状況には大変厳しいものがあり、農業従事者の減少・高齢化が進むなかで、遊休農地面積の増加が進んでいます。また、土地利用型農業においては農業経営の規模拡大が遅れており、効率的かつ安定的な農業経営の確立や新規就農者の受け入れも十分には進んではいません。

一方、農産物価格の低迷は外国産品の輸入増加と相まってバブル経済崩壊後も続いており、農業の低迷に拍車をかけています。

こうした中で、新しく国から出された食料・農業・農村基本計画においては、食の安全、食糧自給率の向上、農業の持続的な発展が打ち出されており、認定農業者等、担い手農家に対して施策を集中していく方向を明確にしています。また、新たに農地・水・環境の保全向上対策を導入することとしています。

このため、市においては、国の施策の動向もにらみつつ、高知大学農学部等との産学連携や食品関連企業のネットワークづくり等に積極的に取り組むなど、新しい視点も取り入れながら市の基幹産業である農業の振興を図っていく必要があります。

また、山間地にあっては、林業の振興と森林の公益的機能の維持確保を図るため、林業基盤の整備と森林の保全、林産資源の蓄積等に努めていく必要があります。

さらに、市内には平成17年に合併をした香南漁協を含め3漁協（十市・浜改田）が存在し、主にシラス漁業で生計を立てています。燃料単価の高騰や漁業不振等により漁協の経営状況は悪化しており、今後、合併も視野に入れて漁業組織の強化、営漁指導の充実等により担い手、後継者の育成・確保が必要です。

主要な施策は次のとおりとなります。

主要な施策**(1) 農業の振興**

生鮮食糧供給基地構築を目指して、流通と販売機能の改善を推進し、安全・環境に配慮した農産物の生産に取り組んでいきます。

認定農業者等、担い手農家の確保・育成に努め、これら農家に対し農地を集積するなど、農業の持続的発展を目指した施策に取り組んでいきます。

中山間地域等直接支払制度の導入や、農村と都市部住民の交流を図るなど、農村の振興が図られる施策に取り組んでいきます。

国の行う環境保全向上対策を積極的に活用し、農道及び水路の機能強化・環境対策を図ります。

有機性資源の牛糞堆肥を利用した、健康な土づくりと豊かな農作物づくりの堆肥循環利用施策に取り組んでいきます。

(2) 農業異業種連携等による新しい農業関連事業の創出

市内に立地している大学や先端企業と農業団体、市等による産学官連携体制の強化を図り、地元農産物を活用した健康づくり産業の創出など多様な農業関連事業の創造に努めます。

市内の地産地消体制や食育推進体制等との連携を強化し、地元農産物の消費拡大を図ります。

異業種企業からの農業への参入や新規就農者の受け入れ体制の充実等に努め、営農意欲のある農業者の確保に努めます。

(3) 林業の振興

健康な森づくり、適切な森林整備を進め、効率的な生産性の高い木材産地づくり施策に取り組んでいきます。

森林とのふれあいを大切にする心をはぐくむため、小中学生を対象とした各種教室の開催や散策道等の整備を図ります。

(4) 漁業の振興

漁船漁業の振興のため、漁船の大型化への支援や省資源・省力化・鮮度保持のための装備・施設の近代化に努めます。

漁業協働組合の経営基盤を強化し、経営の健全化を図るため、合併を促進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
認定農業者数	経営体	125	250
農用地利用集積面積	ha	1,180	1,350

2. 工業の振興

現状と課題

本市の産業別総生産額の1位はまだまだ製造業が占めています。しかし、これまで農機具を作る工場が集積し、発展してきた本市の工業も、今では農機具会社で働く人も次第に減少し、近年の出荷額では農機具などの「一般機械」より高知カシオなどの「電子・デバイス関連」が占める割合が大きくなっています。その影響から、事業所数・従業員数が微減、横ばいしている中で、出荷額は平成13年を底とし、大幅に伸びてきています。既存企業について総体的に言えば、資材の単価は高騰しているにも関わらず、受注単価は依然厳しく利益が薄い状態で、業種によって、バラツキは大きく、厳しい状況は継続しています。そのため、これからの地域間競争を生き抜くためには、既存企業への受注を確保するとともに、特定受注先への偏重を再編し、企業力の強化と人材の育成が必要とされています。

一方で、大学、高専や研究機関などから将来的に有望なシーズが実現化し始めており、今後産学官の連携を強化し、市勢浮場のために本市に新たな産業を創る必要があります。

さらに、企業誘致は徐々に進んでいますが今後進出できる土地がなくなることが予想され、そのため、新たな産業団地整備の検討も必要とされています。

主要な施策は次のとおりです。

主要な施策

(1) 既存企業の支援の強化

高知県工業会南国部会との連携を図って

- ・受注量の確保、拡大への支援
 - ・既存企業の技術力強化への支援及び次世代技術者育成と人材確保対策の強化への支援
 - ・既存産業の再構築、成長産業への挑戦への支援
- 等の充実を図ります。

中小事業者を中心に経営管理の充実や制度資金の活用促進等への支援を図ります。

(2) 産学連携の推進と事業開発拠点の整備検討

大学・高専や市内主要企業などとの産学連携システムを整備します。

高知大学農学部や同海洋コア総合研究センター、高知高専などが集積している高知龍馬空港周辺の適地を、産学連携研究開発拠点として、また、研究者や学生・留学生の居住・交流拠点等として整備検討を図ります。

(3) 新規産業の創造

将来の産業振興を考え、新たな産業団地の検討を行います。

立地促進を図るため、立地企業への支援対策の充実など、企業立地の受け皿づくりを行います。

南国オフィスパークや今後整備が検討されている空港周辺の適地等に、先端技術型産業や試験研究機関の誘致、知識集約型産業などの誘致を図ります。

南国オフィスパークセンターについては、情報拠点としての機能強化を図り、産業業務支援センターとしての役割の充実に努めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
南国オフィスパーク分譲率	%	62.91	100.0
なんごく流通団地分譲率	%	50.58	100.0
高知みなみ流通団地分譲率	%	52.06	100.0

3. 商業の振興

現状と課題

県下で第2の都市でありながら、その中心市街地である後免、駅前、朝日町の商業地は、近年の規制緩和による大型量販店の進出やモータリゼーションの普及に伴う顧客の市外への流出、経営者の高齢化や後継者難等により空店舗化が急速に進み経営環境はますます厳しさを増してきている現状にあります。

平成10年度に公表された南国市中心市街地等商業活性化基本構想に基づき、中心市街地の活性化を図るための事業主体を設立するため、これまでTMO組織立ち上げへのコンセンサス形成を図ってきましたが、地元における組織化や事業実施などのTMOの活動に対して商工会内部での理解を十分に得られず、設立ができませんでした。また、平成18年度には中心市街地活性化法が改正され、新たな基本計画を策定することが必要となっています。

商業は、地域における消費生活の提供のみを目的とするものではなく、まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに欠くことのできないものであり、今後とも顧客のニーズにあった販売方法の模索、個々の販売意欲の向上につながる取り組み等を進め、商店街の再生・活性化を図る必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 中心商店街の再生整備の促進

中心市街地整備事業等と連携を図って商業環境整備や商店立地の誘導等を図って、人の集まる魅力ある商店街の再生に努めます。

また、競争力の強い特色ある経営方式の導入を促すため、インターネットを活用した販売体制づくりや空店舗を活用した起業支援制度の確立等について検討するなど、商工会と連携をとりながら商業地域振興活性化のための事業推進を支援していきます。

(2) 経営の近代化の推進

各種資金制度の充実を図るとともに、地域商業活性化に係る各種研修活動の充実強化と後継者対策や商業者の意識改革を促し、時代の流れにあった経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めます。

商店街での買い物等の利便性を図るため、共通商品券発行事業の推進やポイントカード加盟店の増加に努めます。

4. 観光の振興

現状と課題

地理的に高知自動車道南国ICを有し、高知新港に隣接するとともに空の玄関でもある空港も有しており、高知県における陸、海、空の広域交通拠点として県外観光客等が南国市を訪れる条件は良いといえます。

しかしながら、市内には一般的な観光客を受け入れる観光交流施設は少なく、高知県歴史民俗資料館などわずかな施設しかありません。一方、観光資源となる可能性のある田村遺跡・国衙跡やえんたい豪などの文化財・遺跡等は数多くあり、また、オナガドリや白木谷梅林など民間で保存・管理している観光名所等も幾つかあるものの、それほど広くは知られていません。ただ西島園芸団地など独自の営業努力によって数多くの観光ツアーを受け入れており、かなりの集客をしているところもあります。

一方で、改めて自らの地域を見直し、地域おこし・まちづくりの一環として、例えば「地元の食材」を使った商品の開発・販売や観光客の受け入れを行うなどの取り組みが、新たな観光資源となる可能性があり、農林漁業の分野と連携した取り組みが必要となることも考えられます。

また、市の夏祭りである「まほろば祭り」も、活力ある地域社会の形成ならびに魅力ある郷土づくりの一環として行っていますが、市外からの観客も多く観光資源の一つとして役割を果たしています。

今後、観光協会や各種関係団体と連携しながら、再度、現存する観光資源を含め、色々な素材を見直し、観光資源を創り上げるとともに、地元の盛り上がりと宣伝活動に取り組むことが必要です。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 観光振興方針の確立

全市一体となって特色ある観光交流地づくりを進めるため、基本となる観光振興方針の確立を図り、海・川・山の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源等を生かした滞在型のグリーンツーリズムや観光・リゾートの創造を目指して、民間活力の誘導も含めて振興を図ります。

(2) 観光推進体制の確立強化

観光協会体制の確立や広域的連携体制の強化を図って積極的なPR活動を行うとともに、インターネットの活用や観光パンフレットの充実、観光情報紙・マスコミ等を利用した対外的な観光PRの強化と情報の提供に努めます。

市民参画による観光機能の強化を図るため、観光ボランティアを組織するとともに、ガイドブックの作成や研修会の開催など活動を支援します。

民泊など観光客の受け入れ可能な地元グループの育成確保を図ります。

(3) 多様な観光交流機能の開発と強化

地域の特性・特産品を生かした地域CI事業の推進を検討し、市外に向けての情報発信機能の充実や市のイメージアップの充実に努めます。

農協や漁協、商工会等と連携を図って道の駅などの直販体制の拡充や特産品開発体制の充実強化等を図り、観光を地域の産業活性化に結びつけるよう図ります。

周辺市町村との連携強化を図って、広域観光ルートの整備や広域的に連携した観光イベント・事業の創出に努めます。

スポーツ合宿施設や体験型農業施設の整備、観光農園の拡充等を進め、滞在型交流機能の強化を図ります。

地域の祭りやイベント事業を活用するとともに、都市との交流事業を多様に企画開催し、通年観光イベントの実施体制の確立を図ります。

(4) 案内標識等の整備と市民ホスピタリティーの醸成

すべての人が安心して本市を訪れ、快適で楽しく滞在することができるよう、分かりやすい案内標識や説明板などの施設整備を進めます。

市民が観光客や来訪者に温かくわがまちを紹介・案内できるよう、広報啓発活動や生涯学習等を通じて、市民のホスピタリティーの醸成を進めます。

5. 雇用対策と勤労者福祉の充実

現状と課題

近年、全国的には雇用において好況感がみられるようになってきていますが、本市を含めた高知県にはその波は到達していません。県内の新卒生の就職率も良好のようですが、多くの求人は県外の企業から来ているものです。雇用機会の少ない本市においては、雇用の創造が必要とされています。そのため、雇用の場の増加を目指し、企業誘致に努めていますが、雇用における即時効果は十分とはいえません。しかし、将来における安定的な雇用の場のため、今後とも、企業誘致への取り組みを強化継続していく必要があります。

一方、今後 2007 年問題を含めた、労働者の大規模な世代交代の時期を迎え、また、賃金体系では欧米で進んでいる同一労働同一賃金へシフトも十分考えられ、労働者を取り巻く環境は大きく変化することが考えられます。そのため、働く人たちの肉体的精神的な健康を保っていくことへの取り組みはこれまで以上に重要となっています。

また、これからの日本を支える若年層で大きな問題になっているニート対策についても、市としても取り組んでいかなければならない課題です。

さらに、後継者育成が困難な第一次産業の雇用問題、障害者雇用率の向上、シルバー事業を含めた高齢者雇用の新たな展開、女性雇用の充実等が課題となっています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 雇用の安定

技術革新に対応した人材や後継者の育成・養成を図るため、研修機会の充実等に努め、雇用就業機会の確保拡充に努めます。

定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障害者等の雇用機会を増やすため、広域的連携を強化して、職業情報提供の充実やシルバー人材センター活動の充実支援等に努めます。

(2) 若年労働者の地元就職対策の推進

公共職業安定所や教育機関との連携を強化し、若年労働者の地元就職・定住のための企業情報の提供の充実やあっせん活動の充実等に努めます。

(3) 福利厚生充実

労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向け普及啓発活動の充実に努めます。

余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努めて勤労者福祉の増進を図ります。

(4) 男女共同参画に伴う職場環境の整備促進

男女共同参画に伴う職場環境の整備を図るとともに、多様な就業形態を可能にする条件の確保に努めます。また、職場内でのセクシャル・ハラスメント問題等に対し、その対策に関する周知・啓発を図ります。

第6章 計画推進のために

1. 行政運営改革の推進

現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自ら決定し、具体的な施策を実行していくことのできる行財政能力が強く求められています。

しかし、今後、社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズは量的に増大し、質的にも一層複雑・多様化していくことが見込まれる一方で、三位一体の改革の推進等に伴い、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このようななか、これまでの行政サービスを維持しながら、広域交流・広域産業の拠点のまちとして自立したまちづくりを進めていくためには、民間企業の経営理念・経営手法の導入の視点に立って行政全般にわたる点検・評価を行い、さらなる行政改革を計画的に推進していくことが必要です。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 定員管理の適正化と組織機構の見直し等

行財政改革大綱等に基づく事務改善や組織機構の見直しなどにより無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、市職員等の資質向上を図るための各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。

厳しく定員管理を進め、職員数の適正管理を行います。

(2) 行政評価制度構築による事務事業の見直し

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、市民の視点に立ち、行政評価システムや文書管理システム等の導入を図り、効率的な事業運営に努めます。

(3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のアウトソーシングや指定管理者制度等の導入を進め、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

(4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

庁内情報システムの充実等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。

行政手続、証明等を1箇所で済ませることのできる総合窓口の設置を図ります。公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続の一層の透明化に努めます。

2. 財政運営の効率化

現状と課題

国と地方財政の三位一体改革による税源移譲により、個人住民税の増が予測され、地方税収全体で増加が見込まれますが、地方交付税は、人口と面積を基準にした新型交付税を導入することが明らかになっており、削減される方向が確実です。地方債も借入残高の縮減を目指しており、歳入は減少することが予想されます。

一方歳出では、全体の2割強をしめる公債費はやや下降傾向となりますが、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計への繰出金の増大が避けられない状況で、加えて平成19年度以降の団塊世代の退職手当の問題があり、歳出は確実に増加することが予想されます。

今後、平成16年度から18年度までの財政健全化計画に引き続き、平成19年度から21年度の中期財政収支ビジョンを策定し、このビジョン及び既に策定されている集中改革プランに基づき行財政改革を断行し、更なる歳入の確保、歳出の削減を図る必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 財政計画に基づく事業推進

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

(2) 重要施策の選択と集中

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に重点的かつ適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

(3) 自主財源の充実強化等

国・県支出金等特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握し補助制度の有効活用を図るとともに、市税においては適正な賦課・徴収に努め、受益者負担の考え方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の確保と充実に努めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
経常収支比率	%	91.8	88.0
実質公債費比率	%	18.8	17.8
地方債残高	億円	287	197

3. 広域行政の推進

現状と課題

市として自立した自治体経営をするにあたり、高知中央地域の各市町村の連携による事務事業の共同化などの広域行政を、今後とも積極的に推進する必要があります。

このことから、これまで構成してきた一部事務組合をはじめ特定課題に対する対応をしなければならない場合において、広域的に連携した取り組みは今後とも継続して実施することが必要です。

また、広域行政にとらわれず、近隣自治体等と多様な地域連携を進めていくことも必要です。

さらに、国や県の動向、近隣市町村の動向、市民の意向等を見極めつつ、今後とも市町村合併について調査研究を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 広域行政の推進

ごみ処理等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を確保維持するとともに、常備消防業務の広域化について検討して、広域行政を推進します。

その他の広域協議会活動やこれまで広域で事業を進めてきた観光事業、物部川河川浄化事業等については、他市町村の合併に伴い、今後組織のあり方について検討し、新しい活動方向について再構築します。

市町村合併については、調査研究を続けます。

(2) 多様な地域連携の推進

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な地域連携を推進します。

(3) 国・県との連携強化

国・県との役割・機能の分担を財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。

付 属 資 料

諮問書

答申書

策定経過

南国市振興計画審議会条例

南国市振興計画審議会委員名簿

南国市行政計画策定委員会規程

南国市行政計画策定委員会委員名簿

18南企第 239号
平成19年1月12日

南国市振興計画審議会
会長 篠 和夫 様

南国市長 浜田 純

第3次南国市総合計画について（諮問）

南国市振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第3次南国市総合計画(原案)について貴審議会の意見を求めます。

平成19年2月22日

南国市長 浜田 純 様

南国市振興計画審議会
会長 篠 和夫

南国市第3次総合計画案について（答申）

平成19年1月12日付、18南企第239号をもって諮問のありました第3次南国市総合計画案について別紙のとおり答申します。

答 申

南国市の第3次総合計画案は、前計画の総括と新たな時代潮流を加味し、基本構想において「いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げ、その実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、こころ豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の5つの基本施策を掲げています。そして、重点的、誘導的に進めるべき施策を「新しいまちづくりの戦略プロジェクト」と位置付け、3つのプロジェクトを設定しています。

また、基本計画は基本構想で掲げた5つの基本施策を実現するため、行政の各分野ごとの取り組みを体系的に示しています。

本審議会は、市長より諮問を受けた原案について、慎重に審議を重ねた結果、大綱は概ね妥当と認めますが、若干の補充と修正を加え、下記の意見・要望事項を付して答申します。

市長は、審議会の答申の趣旨を尊重し、本計画の実施のため格段の努力と、積極的な取り組みを強く要望します。

記

1. 計画の実行に当たって

南国市総合計画は、南国市のまちづくりの目標とそれを具体化するための基本方針を掲げたものであり、市の最上位計画と位置付けられている。最も重要なことは、いかにしてこの計画を実行していくかであり、そのためには限られた財源を最大限有効に使う努力が必要である。今後も厳しい行財政運営が予測されることを踏まえ、行財政改革を更に推進し、施策の適切な選択と集中に努めていただきたい。

2. 市民と行政との協働

地方分権社会の進展と市民のまちづくりへの参加意欲の高まりを踏まえ、本計画のキャッチフレーズである「市民との協働」を実現するためにも、計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民によるボランティア活動や民間活力を導入し、市民と行政との協働の取り組みを一層進めるよう要望する。

3. 若い世代が定住するまち

南国市が今後も元気な都市であるためには、若い世代がここに住みたいと思うまちでなければならない。そのために、農林水産業・工業・商業・観光等を振興するとともに、実効性のある子育て支援対策に取り組んでいただきたい。

4. まちづくり戦略プロジェクト

新しいまちづくりをリードする「市民いきいき健康・食育先進都市プロジェクト」「まちの次代を担う人づくり・子育て支援促進プロジェクト」「産学連携の新産業創造拠点形成プロジェクト」の3つの戦略プロジェクトは、南国市が特色あるまちづくりを推進するために極めて重要なプロジェクトであり、集中的に取り組むよう要望する。

5. 目標人口の達成のために

目標人口は妥当であると判断するが、その達成には不断の努力が求められる。そのため、計画に掲げられた土地利用基本方針に従い、積極的な取り組みを要望する。

南国市総合計画策定経過

平成17年6月～7月

- ・市民へのアンケートの実施。 2,000人対象
- ・まちづくりの方向及び市政運営の方向について市長の考えを聞く。

平成17年7月～8月

- ・南国市行政計画策定委員会の設置
- ・各課の現状と課題、今後の方向、施策等についてヒヤリングを行う。

平成17年8月～9月

- ・アンケート結果報告書作成

平成17年10月

- ・基本構想素案を策定

平成17年11月

- ・前総合計画を主要施策ごとに点検・評価し、報告書をまとめる。

平成17年11月28日

- ・第1回南国市行政計画策定委員会で基本構想素案を検討

平成18年2月

- ・南国市総合計画基本計画素案の策定

平成18年4月～5月

- ・基本構想・基本計画素案についてパブリックコメントを実施

平成18年10月10日

- ・第2回南国市行政計画策定委員会
基本構想及び基本計画素案の検討、修正を行う

平成19年1月12日

- ・第1回南国市振興計画審議会
市長より総合計画案を諮問
基本構想及び基本計画案の検討

平成19年2月15日

- ・第2回南国市振興計画審議会
基本構想及び基本計画案の最終検討

平成19年2月22日

- ・南国市振興計画審議会が総合計画案を答申

南国市振興計画審議会条例

昭和44年3月28日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南国市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、南国市振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公共的団体の役員及び職員
- (6) 地域的代表
- (7) 識見を有する者
- (8) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された後に、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(報酬等)

第6条の2 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費

用弁償支給条例（昭和34年南国市条例第39号）の別表のその他の委員の規定を準用する。

（庶務）

第6条の3 審議会の庶務は、企画課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第36号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第35号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

南国市振興計画審議会委員名簿

会 長 篠 和夫

副会長 高橋 学

氏 名	役 職 名
高橋 学	南国市議会議長
野村 新作	〃 総務常任委員長
竹内 克憲	〃 産業建設常任委員長
土居 篤男	〃 教育民生常任委員長
門田 道宏	南国市教育委員長
浜田 幸男	南国市農業委員会会長
島田 博仁	高知県中央東土木事務所所長
田上 豊資	高知県中央東福祉保健所所長
竹内 淳輔	南国市環境委員連合会会長
窪川 成生	南国市社会福祉協議会会長
高木 博美	南国市婦人会連合会会長
福井 博子	人権擁護委員
谷 幸三郎	南国市老人クラブ連合会会長
山本 恵子	介護老人保健施設夢の里施設長
橋詰 之夫	南国市文化協会会長
武市 憲雄	南国市地域活性化自治活動団体連合会会長
坂本 孝幸	ボランティアグループあかつき会代表
佐々木 武男	南国市農業協同組合組合長
岩崎 秀雄	(社)高知県工業会南国部会会長
吉村 雅男	南国市商工会会長
浦松 金吉	土長南国医師会会長
北村 義博	南国市健康文化都市づくり推進委員会連絡協議会会長
坂東 隆志	高知県中央児童相談所所長
上野 脩幸	高知大学医学部医学科教授
篠 和夫	高知大学農学部学部長
藤田 正憲	高知工業高等専門学校校長

南国市行政計画策定委員会規程

昭和52年6月1日訓令第1号

(設置)

第1条 南国市の行政に関する計画の策定、その他重要な事項を調査し審議するため、南国市行政計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は次の委員をもって組織する。

- 2 委員長は助役、副委員長には収入役をもって充てる。
- 3 委員は、参事及び課長並びに所属長のうちから市長が任命する。

(任務)

第3条 委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 審議事項

- ア 市の基本方針、基本計画に関すること。
- イ 市の行政機構並びに行政事務の改善に関すること。
- ウ その他、市の行政に関する重要な事項

(2) 委員長の任務

委員長は、市長の命を受けた審議事項について調査研究し、成案のうえ市長に建議する。

- ア 委員長は、諮問事項が複雑、かつ、精密な調査を要するものについては、専門部会を置くことができる。
- イ 専門部会員は、委員長が職員のうちから任命する。部会長は、審議事項の分掌課長が担当する。

(職務)

第4条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。
- 3 専門部会長は、専門部会を代表する。

(任期)

第5条 委員及び専門部会員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(会議等)

第6条 会議は、必要により委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 部会の議長は、部会長が務める。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長及び部会長は、委員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務処理)

第8条 委員会の事務は、企画課において処理する。ただし、特別な審議事項については、担当課において庶務を分掌する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 南国市行政計画策定委員会規程(昭和44年南国市訓令第3号)は、廃止する。

附 則(昭和62年訓令第5号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成6年訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成10年訓令第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

南国市行政計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
委 員 長	助役	橋 詰 壽 人
副 委 員 長	収入役	竹 中 守
総 務 課	総務課長	和 田 義 許
財 政 課	財政課長	豊 永 克 重
企 画 課	企画課長	山 崎 正 道
税 務 課	税務課長	谷 田 豊
市 民 課	市民課長	石 川 明 美
保 健 課	保健課長	中 村 さ ぢ
保 健 福 祉 セ ン タ ー	保健福祉センター所長	溝 淵 勉
環 境 課	環境課長	井 口 善 喜
農 林 課	農林課長	西 川 潔
商 工 水 産 課	商工水産課長	池 内 哲 男
建 設 課	建設課長	万 徳 恒 文
都 市 計 画 課	都市計画課長	佐 々 木 生 男
住 宅 課	住宅課長	池 知 隆
会 計 課	会計課長	永 吉 拓 道
福 祉 事 務 所	福祉事務所長	岸 本 敏 弘
教 育 委 員 会	学校教育課長	竹 内 直 人
”	生涯学習課長	小 串 一
上 下 水 道 局	上下水道局長	高 木 正 平
議 会 事 務 局	議会事務局長	中 山 泰 夫
選 挙 管 理 委 員 会	選挙管理委員会事務局長	石 井 守
農 業 委 員 会	農業委員会事務局長	井 上 真 実
監 査 委 員 事 務 局	監査委員事務局長	谷 田 一 男
消 防 本 部	消防長	西 岡 次 男

事務局

企画課長補佐 西川 公典